

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	平成28年6月3日提出
【計算期間】	第5計算期間 (自 平成27年9月11日 至 平成28年3月10日)
【ファンド名】	ダイワ・グローバル高利回りC Bファンド 為替ヘッジあり ダイワ・グローバル高利回りC Bファンド 為替ヘッジなし (総称を「ダイワ・グローバル高利回りC Bファンド」とします。)
【発行者名】	大和証券投資信託委託株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 岩本 信之
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
【事務連絡者氏名】	山村 政
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
【電話番号】	03-5555-3111
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、魅力的な利回り水準を有する世界の転換社債（CB）に投資することにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざします。一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

ダイワ・グローバル高利回りCBファンド 為替ヘッジあり

商品分類	単位型投信・追加型投信	単位型投信
	投資対象地域	内外
	投資対象資産(収益の源泉)	債券
属性区分	投資対象資産	その他資産（投資信託証券（債券 その他債券））
	決算頻度	年2回
	投資対象地域	グローバル（含む日本）
	投資形態	ファンド・オブ・ファンズ
	為替ヘッジ	為替ヘッジあり（フルヘッジ）

ダイワ・グローバル高利回りCBファンド 為替ヘッジなし

商品分類	単位型投信・追加型投信	単位型投信
	投資対象地域	内外
	投資対象資産(収益の源泉)	債券
属性区分	投資対象資産	その他資産（投資信託証券（債券 その他債券））
	決算頻度	年2回
	投資対象地域	グローバル（含む日本）
	投資形態	ファンド・オブ・ファンズ
	為替ヘッジ	為替ヘッジなし

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注1) 商品分類の定義

- ・「単位型投信」...当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンド
- ・「内外」...目論見書または投資信託約款（以下「目論見書等」といいます。）において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの

- ・「債券」...目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの

(注2) 属性区分の定義

- ・「その他資産」...組入れている資産
- ・「年2回」...目論見書等において、年2回決算する旨の記載があるもの
- ・「グローバル」...目論見書等において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「ファンド・オブ・ファンズ」...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズ
- ・「為替ヘッジあり」...目論見書等において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるもの
- ・「為替ヘッジなし」...目論見書等において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの

商品分類表

〈ダイワ・グローバル高利回りCBファンドⅡ 為替ヘッジあり〉

〈ダイワ・グローバル高利回りCBファンドⅡ 為替ヘッジなし〉

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	株式 債券
追加型投信	海外	不動産投信 その他資産 ()
	内外	資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表 〈ダイワ・グローバル高利回りCBファンドⅡ 為替ヘッジあり〉

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (含む日本)		
債券 一般	年2回	日本		
公債	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)
社債	年6回 (隔月)	欧州		
その他債券 クレジット属性 ()	年12回 (毎月)	アジア		
不動産投信	年12回 (毎月)	オセアニア		
その他資産 (投資信託証券) (債券 その他債券)	日々	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
資産複合 ()	その他 ()	アフリカ		
資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東)		
		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表 <ダイワ・グローバル高利回りCBファンドⅡ 為替ヘッジなし>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (含む日本)		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回	日本	ファミリー ファンド	あり ()
不動産投信	年4回	北米		
その他資産 (投資信託証券) (債券 その他債券)	年6回 (隔月)	欧州		
資産複合 ()	年12回 (毎月)	アジア		
資産配分固定型 資産配分変更型	日々	オセアニア	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
	その他 ()	中南米		
		アフリカ		
		中近東 (中東)		
		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ(アドレス <http://www.toushin.or.jp/>)をご参照下さい。

< 信託金の限度額 >

各ファンドについて550億円を上限とし、合計で550億円を上限として募集を行ないました。

< ファンドの特色 >

1

魅力的な利回り水準を有する世界のCBに投資します。

CBへの投資にあたっては、以下の方針を基本とします。

- **信託期間（3年）内に償還日を迎えるCBに投資します。**
(注) プットオプション付CBにおいては、権利行使日を償還日とみなす場合があります。
- **ポートフォリオの構築にあたっては、利回り水準に加えて、投資地域の分散、残存期間、信用リスク、流動性等を勘案して行ないます。**
- **買付けたCBは、当該CBの償還日まで保有することを基本とします。**
- **CBの償還金については、信託期間内に償還日を迎えるCBに再投資することをめざします。**
(注) 市況、発行動向等によっては残存期間の短い債券や短期金融商品への投資を行なう場合があります。

※市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行なわれない場合があります。

CBとは

- ◆ **CB (Convertible Bond) とは、転換社債のことを指し、一般に、あらかじめ定められた価格（転換価格）で株式に転換できる社債をいいます。**
- ◆ **CBは、一般に、株式と債券の両方の性質を併せ持っています。**
(注) CBの中には通常の償還日とは別に、CB保有者がCBの満期前に償還を請求できる権利（プットオプション）が付与されているものがあります。

一般的なCBの性質

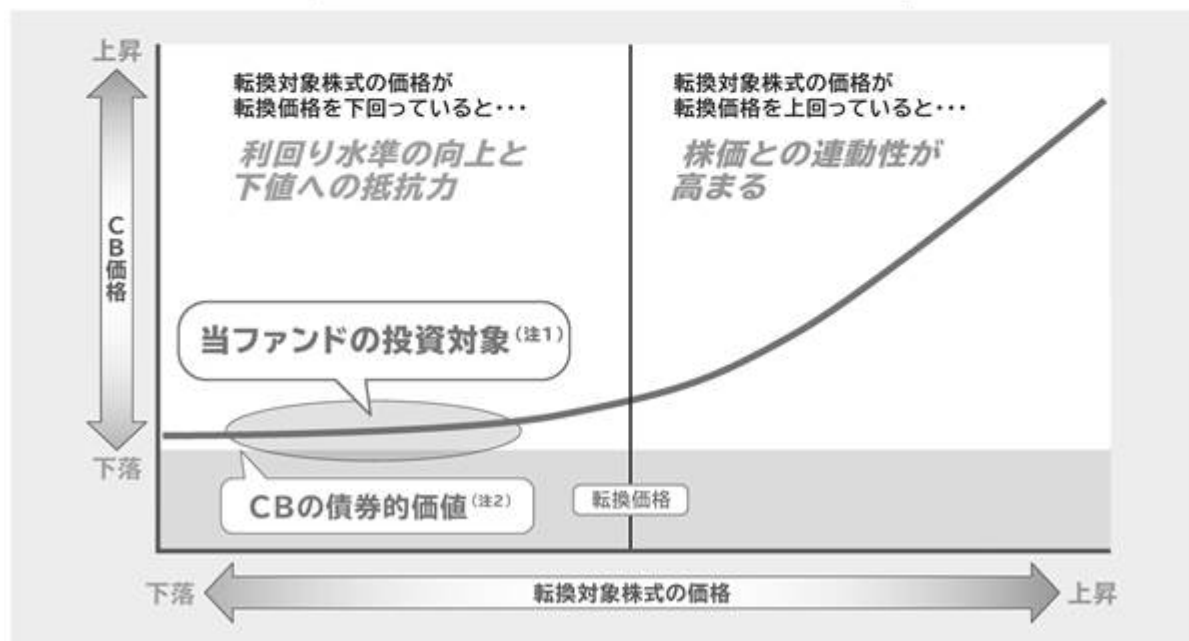


※発行体の信用状況等によっては、利子を受取ることができない場合や、額面で償還されない場合があります。
※上記は一般的なCBの性質について説明したものであり、実際のCBの性質すべてを網羅したのではなく、これに当てはまらない場合もあります。

CBの価格変動の特徴

- ◆ 転換対象株式の価格が上昇すると、CBの値動きと転換対象株式の値動きの連動性が高くなる傾向があります。
- ◆ 転換対象株式の価格が下落すると、CBの値動きと転換対象株式の値動きの連動性が低くなり、債券的価値がCBの価格を下支えする傾向があります。

CBの価格変動のイメージ



(注1) 取得時において、このゾーンにあるCBが当ファンドの投資対象です。

(注2) CBの債券的価値は、市場金利や発行体の信用状況等によって変動するため、必ずしも一定ではありません。

※上記はCBの価格変動についてわかりやすく説明するためのイメージであり、実際の価格変動とは異なる場合があります。

運用は、クレディ・スイスAGが行ないます。

クレディ・スイスAGについて

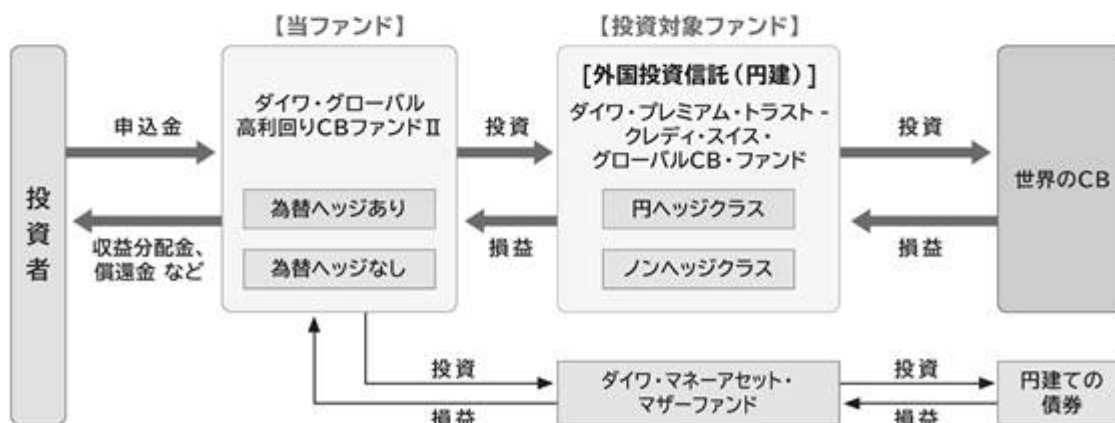
- ◆クレディ・スイスAGはクレディ・スイス・グループの一員で、1856年にスイスで設立された世界有数の金融機関です。
- ◆クレディ・スイス・グループは、世界50カ国以上に拠点を持ち、インベストメント・バンキング、プライベート・バンキング、アセット・マネジメント事業を世界中で展開し、アドバイザー・サービス、包括的なソリューション、革新的な商品を世界中の法人および富裕層個人顧客に提供しています。

クレディ・スイスAGのCBの運用について

- ◆株式アナリストおよびクレジットアナリストからの分析・情報に加えて、クオンツ分析等を用いたCB運用チーム独自の分析を総合的に活用し、運用を行ないます。

ファンドの仕組み

- ◆当ファンドは、複数の投資信託証券に投資する「ファンド・オブ・ファンズ」です。
- ◆外国投資信託の受益証券を通じて、世界のCBに投資します。



※投資対象ファンドについて、くわしくは、「投資対象ファンドの概要」をご参照下さい。

- 当ファンドは、通常の状態では、投資対象とする外国投資信託への投資割合を高位に維持することを基本とします。

2

「為替ヘッジあり」と「為替ヘッジなし」の2つのファンドがあります。

為替ヘッジあり

- ◆ 為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行いません。

※ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

為替ヘッジなし

- ◆ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。

※基準価額は、為替変動の影響を直接受けます。

- 大量の解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1. および2. の運用が行なわれないことがあります。

3

購入の申込みは、平成25年6月27日までとなります。

(注) 当ファンドは単位型のため、申込みの受け付けは上記の期間のみとなります。

4

毎年3月10日および9月10日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行いません。

【分配方針】

- ① 分配対象額は、元本超過額または経費控除後の配当等収益のうちいずれか多い額とします。
- ② 原則として、経費控除後の配当等収益の中から分配することをめざします。ただし、基準価額の水準等を勘案し、元本超過額から分配を行なうことがあります。なお、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

< 投資対象ファンドの概要 >

ダイワ・プレミアム・トラスト・クレディ・スイス・グローバルC B・ファンド（円ヘッジクラス）

ダイワ・プレミアム・トラスト・クレディ・スイス・グローバルC B・ファンド（ノンヘッジクラス）

を総称して、「ダイワ・プレミアム・トラスト・クレディ・スイス・グローバルC B・ファンド」とします。

形態 / 表示通貨	ケイマン籍の外国投資信託 / 円建
運用の基本方針	主として世界の転換社債（C B）に投資することによって信託財産の成長をめざします。
主要投資対象	世界のC B

運用方針	<p>1. 世界のC Bに投資することにより信託財産の成長をめざします。</p> <p>2. 世界のC Bへの投資にあたっては、魅力的な利回り水準を有すると判断されるC Bに投資します。銘柄選定にあたっては、株式アナリストおよびクレジットアナリストからの分析・情報に加えて、クオンツ分析等を用いたC B運用チーム独自の分析を総合的に活用します。加えて、投資地域の分散、残存期間、信用リスク、流動性等を勘案し、ポートフォリオを構築します。</p> <p>3. 原則として、信託期間内に償還日を迎えるC Bに投資します。プットオプション付C Bにおいては、オプションの権利行使日を当該C Bの償還日とみなす場合があります。</p> <p>4. 買付けたC Bは当該C Bの償還日まで保有することを基本とします。</p> <p>5. 信託期間内に償還日を迎えるC Bの償還金については、信託期間内に償還日を迎えるC Bに再投資することをめざします。市況、発行動向等によっては残存期間の短い債券や短期金融商品への投資を行なう場合があります。</p> <p>6. 組入C Bの株式への転換は行なわないことを原則とします。</p> <p>7. (円ヘッジクラス) 為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ないます。 (ノンヘッジクラス) 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。</p> <p>8. なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行なわれない場合があります。</p>
設定日	2013年6月28日
償還日	2016年6月13日に償還される予定です。
決算日	12月末
収益分配	原則年2回
管理報酬等	純資産総額に対して年率0.67%程度 ただし、この他に「ダイワ・プレミアム・トラスト・クレディ・スイス・グローバルC B・ファンド」に対して、固定報酬として年額12,500米ドルがかかります。また、監査費用、弁護士費用、有価証券売買委託手数料等、投資対象ファンドの運営に必要な各種経費がかかります。
申込手数料	かかりません。
投資顧問会社	クレディ・スイスAG

ダイワ・マネーアセット・マザーファンド

形態 / 表示通貨	国内籍の証券投資信託 / 円建
運用の基本方針	安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。
主要投資対象	円建ての債券
投資態度	<p>円建ての債券を中心に投資し、安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。</p> <p>円建資産への投資にあたっては、残存期間が1年未満、取得時においてA-2格相当以上の債券およびコマーシャル・ペーパーに投資することを基本とします。</p> <p>当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。</p>
設定日	平成24年3月22日
信託期間	無期限
決算日	毎年12月9日(休業日の場合翌営業日)

運用管理費用（信託報酬）	かかりません。
委託会社	大和証券投資信託委託株式会社
受託会社	みずほ信託銀行株式会社

(2) 【ファンドの沿革】

平成25年6月28日

信託契約締結、設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

受益者	お申込者	
	収益分配金、償還金など	お申込金
お取扱窓口	販売会社	<p>受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約（ 1 ）に基づき、次の業務を行ないます。</p> <p>受益権の募集の取扱い</p> <p>一部解約請求に関する事務</p> <p>収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務</p> <p style="text-align: right;">など</p>
1	収益分配金、償還金など	お申込金
委託会社	大和証券投資信託委託株式会社	<p>当ファンドにかかる証券投資信託契約（以下「信託契約」といいます。）（ 2 ）の委託者であり、次の業務を行ないます。</p> <p>受益権の募集・発行</p> <p>信託財産の運用指図</p> <p>信託財産の計算</p> <p>運用報告書の作成</p> <p style="text-align: right;">など</p>
運用指図	2	損益 信託金
受託会社	みずほ信託銀行株式会社 再信託受託会社： 資産管理サービス信託銀行株式会社	<p>信託契約（ 2 ）の受託者であり、次の業務を行ないます。なお、信託事務の一部につき資産管理サービス信託銀行株式会社に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。</p> <p>委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分</p> <p>信託財産の計算</p> <p style="text-align: right;">など</p>

損益 投資

投資対象

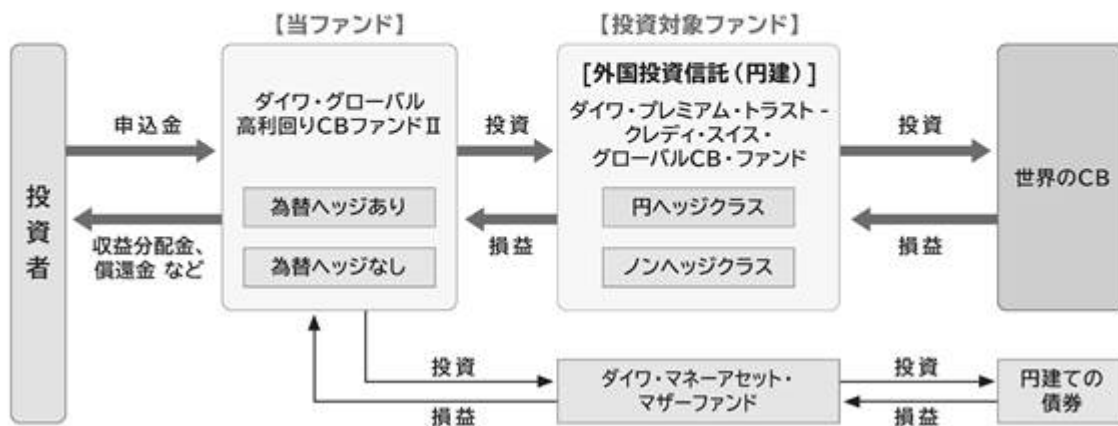
投資対象ファンドの受益証券 など

- 1：受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。
- 2：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。

委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

ファンドの仕組み

- ◆当ファンドは、複数の投資信託証券に投資する「ファンド・オブ・ファンズ」です。
- ◆外国投資信託の受益証券を通じて、世界のCBに投資します。



< 委託会社の概況（平成28年4月末日現在） >

- ・資本金の額 151億7,427万2,500円

・沿革

昭和34年12月12日	設立登記
昭和35年 2月17日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
昭和35年 4月 1日	営業開始
昭和60年11月 8日	投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。
平成 7年 5月31日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。
平成 7年 9月14日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
平成19年 9月30日	「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。 (金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第352号）

・大株主の状況

名称	住所	所有 株式数	比率
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	株 2,608,525	% 100.00

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

<為替ヘッジあり>

主要投資対象

次の有価証券を主要投資対象とします。

1. ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・プレミアム・トラスト・クレディ・スイス・グローバルC B・ファンド（円ヘッジクラス）」（以下「グローバルC Bファンド（円ヘッジクラス）」といいます。）の受益証券（円建）
2. ダイワ・マネーアセット・マザーファンドの受益証券

投資態度

- イ．主として、グローバルC Bファンド（円ヘッジクラス）の受益証券を通じて、魅力的な利回り水準を有する世界の転換社債（C B）に投資することにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。
- ロ．当ファンドは、グローバルC Bファンド（円ヘッジクラス）とダイワ・マネーアセット・マザーファンドに投資するファンド・オブ・ファンズです。通常の状態、グローバルC Bファンド（円ヘッジクラス）への投資割合を高位に維持することを基本とします。
- ハ．グローバルC Bファンド（円ヘッジクラス）では、為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ないます。
- ニ．設定日直後、大量の解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

<為替ヘッジなし>

主要投資対象

次の有価証券を主要投資対象とします。

1. ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・プレミアム・トラスト・クレディ・スイス・グローバルC B・ファンド（ノンヘッジクラス）」（以下「グローバルC Bファンド（ノンヘッジクラス）」といいます。）の受益証券（円建）
2. ダイワ・マネーアセット・マザーファンドの受益証券

投資態度

- イ．主として、グローバルC Bファンド（ノンヘッジクラス）の受益証券を通じて、魅力的な利回り水準を有する世界の転換社債（C B）に投資することにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。
- ロ．当ファンドは、グローバルC Bファンド（ノンヘッジクラス）とダイワ・マネーアセット・マザーファンドに投資するファンド・オブ・ファンズです。通常の状態、グローバルC Bファンド（ノンヘッジクラス）への投資割合を高位に維持することを基本とします。
- ハ．グローバルC Bファンド（ノンヘッジクラス）では、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。
- ニ．設定日直後、大量の解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

<投資先ファンドについて>

投資先ファンドの選定の方針は次のとおりです。

1. 為替ヘッジあり

投資先ファンドの名称	ダイワ・プレミアム・トラスト・クレディ・スイス・グローバル C B・ファンド（円ヘッジクラス）
選定の方針	魅力的な利回り水準を有する世界の転換社債（C B）に投資することにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行なうファンドである。為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行なう。

2. 為替ヘッジなし

投資先ファンドの名称	ダイワ・プレミアム・トラスト・クレディ・スイス・グローバル C B・ファンド（ノンヘッジクラス）
選定の方針	魅力的な利回り水準を有する世界の転換社債（C B）に投資することにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行なうファンドである。為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行なわない。

くわしくは「1 ファンドの性格（1）ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。

(2) 【投資対象】

<為替ヘッジあり>

当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形

ハ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

委託会社は、信託金を、主として、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された次の1. に掲げる親投資信託（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、次の2. に掲げる外国投資信託（以下「組入外国投資信託」といいます。）の受益証券、ならびに次の3. から5. までに掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. ダイワ・マネーアセット・マザーファンドの受益証券

2. ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・プレミアム・トラスト・クレディ・スイス・グローバルC B・ファンド（円ヘッジクラス）」の受益証券（円建）

3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前3. の証券の性質を有するもの

5. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、前1. に掲げる投資信託の受益証券および前2. に掲げる外国投資信託の受益証券を「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前 1. に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

<為替ヘッジなし>

(<為替ヘッジあり>と同規定)

委託会社は、信託金を、主として、大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された次の1. に掲げる親投資信託(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券、次の2. に掲げる外国投資信託(以下「組入外国投資信託」といいます。)の受益証券、ならびに次の3. から5. までに掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。

1. ダイワ・マネーアセット・マザーファンドの受益証券
2. ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・プレミアム・トラスト・クレディ・スイス・グローバルC B・ファンド(ノンヘッジクラス)」の受益証券(円建)
3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前3. の証券の性質を有するもの
5. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、前1. に掲げる投資信託の受益証券および前2. に掲げる外国投資信託の受益証券を「投資信託証券」といいます。

(<為替ヘッジあり>と同規定)

<投資先ファンドについて>

ファンドの純資産総額の10%を超えて投資する可能性がある投資先ファンドの内容は次のとおりです。

1. 為替ヘッジあり

投資先ファンドの名称	ダイワ・プレミアム・トラスト・クレディ・スイス・グローバルC B・ファンド(円ヘッジクラス)
運用の基本方針	主として世界の転換社債(C B)に投資することによって信託財産の成長をめざします。為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行いません。
主要な投資対象	世界のC B
委託会社等の名称	投資顧問会社：クレディ・スイスAG

2. 為替ヘッジなし

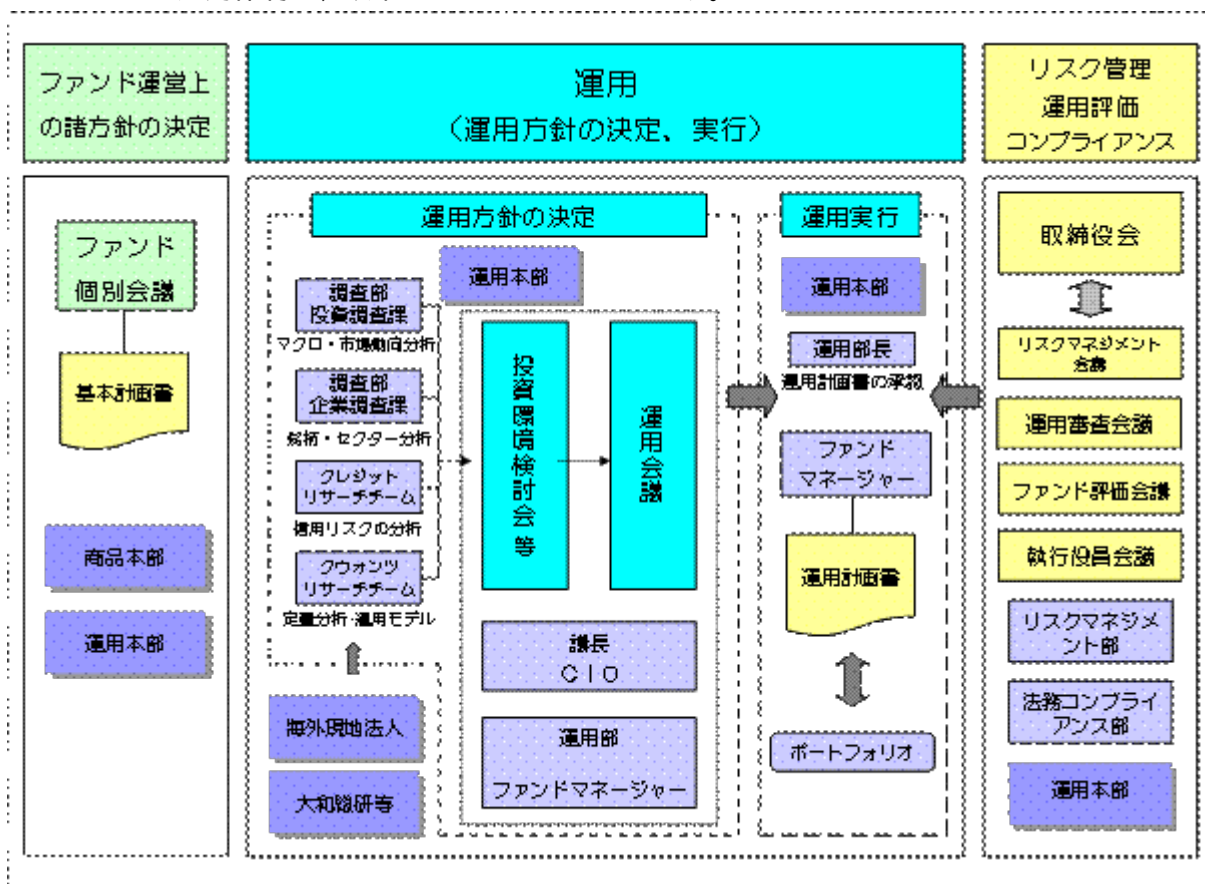
投資先ファンドの名称	ダイワ・プレミアム・トラスト・クレディ・スイス・グローバルC B・ファンド（ノンヘッジクラス）
運用の基本方針	主として世界の転換社債（CB）に投資することによって信託財産の成長をめざします。為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。
主要な投資対象	世界のCB
委託会社等の名称	投資顧問会社：クレディ・スイスAG

くわしくは「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。

(3) 【運用体制】

運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ．基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

ロ．投資環境の検討

運用最高責任者であるCIO（Chief Investment Officer）が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

八．基本的な運用方針の決定

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

二．運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

イ．CIO（Chief Investment Officer）（1名）

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・ファンド運用に関する組織運営
- ・ファンドマネージャーの任命・変更
- ・運用会議の議長として、基本的な運用方針の決定
- ・各ファンドの分配政策の決定
- ・代表取締役に対する随時的確な状況報告
- ・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

ロ．Deputy-CIO（0～5名程度）

CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ハ．インベストメント・オフィサー（0～5名程度）

CIOおよびDeputy-CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ニ．運用部長（各運用部に1名）

ファンドマネージャーが策定する運用計画を承認します。

ホ．ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

ファンド評価会議、運用審査会議、リスクマネジメント会議および執行役員会議

次のとおり各会議体において必要な報告・審議等を行なっています。これら会議体の事務局となる内部管理関連部門の人員は30～40名程度です。

イ．ファンド評価会議

運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。

ロ．運用審査会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用実績の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

ハ．リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

ニ．執行役員会議

経営会議の分科会として、法令等の遵守状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

上記の運用体制は平成28年4月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

<各ファンド共通>

分配対象額は、元本超過額または経費控除後の配当等収益のうちいずれか多い額とします。

原則として、経費控除後の配当等収益の中から分配することをめざします。ただし、基準価額の水準等を勘案し、元本超過額から分配を行なうことがあります。なお、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

留保益は、前(1)に基づいて運用します。

(5) 【投資制限】

<各ファンド共通>

株式（信託約款）

株式への直接投資は、行ないません。

投資信託証券（信託約款）

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産（信託約款）

外貨建資産への直接投資は、行ないません。

資金の借入れ（信託約款）

イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

ロ．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

ハ．借入金の利息は信託財産中から支弁します。

<参 考> 投資対象ファンドについて

- 1．ダイワ・プレミアム・トラスト・クレディ・スイス・グローバルCB・ファンド（円ヘッジクラス）
- 2．ダイワ・プレミアム・トラスト・クレディ・スイス・グローバルCB・ファンド（ノンヘッジクラス）

「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。

3. ダイワ・マネーアセット・マザーファンド

下記以外の項目（「基本方針」、「投資態度」、「信託報酬」等）については、「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。

主な投資制限	<p>株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限りません。</p> <p>株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>外貨建資産への投資は、行ないません。</p>
償還条項	<p>信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。</p>

3 【投資リスク】

(1) 価額変動リスク

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、転換社債など値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

転換社債の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）

転換社債の価格は、転換対象とする株式等の価格変動や金利変動等の影響を受けて変動します。

- ・ 転換社債の市場は、上場株式等の市場と比較して一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格変動が大きくなる傾向があると考えられます。

- ・ 新興国の株式を転換対象とする転換社債には、一般に中小型株式を転換対象とするものが多く、大型株式を転換対象とする転換社債と比較して価格変動が大きくなる傾向があると考えられます。

転換社債の価格は、発行企業の信用状況によっても変動します。特に、発行企業が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、転換社債の価格は下落します。

- ・ 新興国の株式等を転換対象とする転換社債は、先進国の株式等を転換対象とする転換社債と比較して、一般に価格変動が大きく、債務不履行が生じるリスクが高いと考えられます。

- ・ 格付けの低い、および格付けの無い転換社債は、格付けが高い転換社債と比較して、一般に債務不履行が生じるリスクが高いと考えられます。

組入転換社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

公社債の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します（値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

外国証券への投資に伴うリスク

イ．為替リスク

〈為替変動のイメージ図〉



※上図はイメージ図であり、当ファンドの運用成果を表すものではありません。

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。

「為替ヘッジあり」において、保有実質外貨建資産については、為替変動リスクの低減のために、為替ヘッジを行いません。ただし、影響をすべて排除できるわけではありません。また、為替ヘッジに伴うコストが発生し、基準価額が変動する要因となります。

「為替ヘッジなし」において、保有実質外貨建資産の為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行いません。そのため基準価額は、為替レートの変動の影響を直接受けます。

ロ．カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。

新興国の経済状況は、先進国経済に比較して脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化、また、政治不安や社会不安あるいは他国との外交関係の悪化などが市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、

政府当局による海外からの投資規制など数々の規制が緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により証券市場が著しい悪影響を被る可能性もあります。

新興国においては、先進国と比較して、証券の決済、保管等にかかる制度やインフラストラクチャーが未発達であったり、証券の売買を行なう当該国の仲介業者等の固有の事由等により、決済の遅延、不能等が発生する可能性も想定されます。そのような場合、ファンドの基準価額に悪影響が生じる可能性があります。

実質的な投資対象である証券が上場または取引されている新興国の税制は先進国と異なる面がある場合があります。また、税制が変更されたり、あるいは新たな税制が適用されることにより、基準価額が影響を受ける可能性があります。

その他

イ．解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ．ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

(2) 換金性が制限される場合

通常と異なる状況において、ご換金に制限を設けることがあります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の申込みの受け付けを中止することがあります。

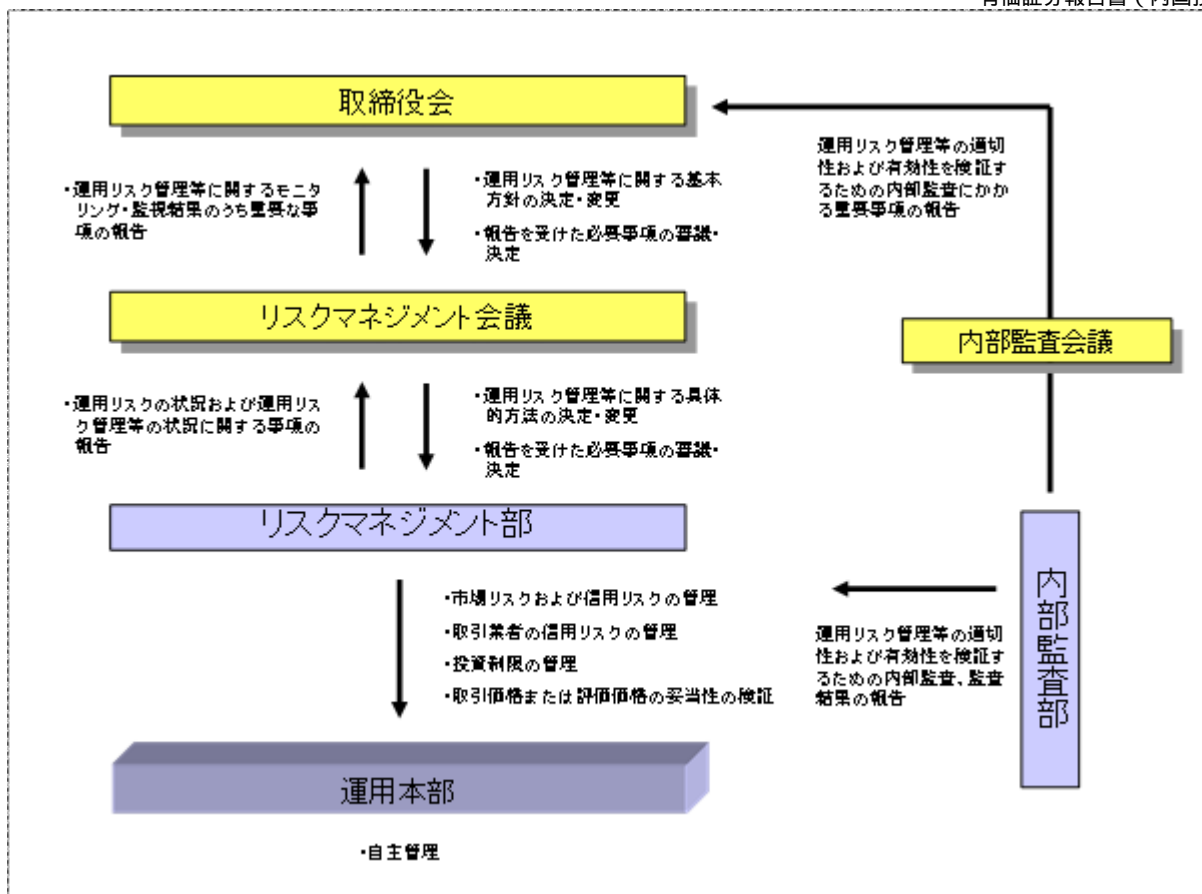
ご換金の申込みの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回することができます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受け付けたものとして取扱います。

(3) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(4) リスク管理体制

運用リスク管理体制（ ）は、以下のとおりとなっています。



流動性リスクに対する管理体制

当社では、運用リスクのうち、大量の解約・換金によって必要となる資金の確保のために合理的な条件での取引が困難となるリスク、および市場の混乱、取引所における休業、取引の停止等により市場において取引ができないまたは合理的な条件での取引が困難となるリスクを「流動性リスク」とし、当社の運用する信託財産における流動性リスクの防止および流動性リスク発生時における円滑な事務遂行を目的とした事前対策、ならびに流動性リスク発生時における対応策（コンティンジェンシー・プラン）を定めています。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

当ファンドの取得の申込みの受付は、平成25年6月27日をもって終了しております。販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、3.15%（税抜3.0%）でした。具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）

電話番号（コールセンター） 0120-106212

（営業日の9:00～17:00）

申込手数料には、消費税等が課されます。

申込手数料は、お買付時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。くわしくは販売会社にお問い合わせ下さい。

(2) 【換金(解約)手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.2204%（税抜1.13%）を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期末に当該計算期末の受益権口数に対応する金額を、ならびに信託契約の一部解約または信託終了のときに、当該一部解約または信託終了にかかる受益権口数に対応する金額を信託財産中から支弁します。

信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分については、純資産総額に対し次のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.40% (税抜)	年率0.70% (税抜)	年率0.03% (税抜)

上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

前 の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。

当ファンドの信託報酬等のほかに、投資対象ファンドに関しても信託報酬等がかかります。当ファンドの信託報酬に投資対象ファンドの信託報酬等を加えた、投資者が実質的に負担する信託報酬率は、年率1.8904%（税込）程度です。（投資対象ファンド「ダイワ・プレミアム・トラスト・クレディ・スイス・グローバルCB・ファンド」において、固定報酬として年額12,500米ドルがかかりますので、純資産総額によっては上回る場合があります。）

（注）投資対象ファンドの信託報酬等については、「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」の「投資対象ファンドの概要」をご参照下さい。

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社：ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価

販売会社：運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価

受託会社：運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

(4) 【その他の手数料等】

信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

（ ）「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

<投資対象ファンドより支弁する手数料等>

各ファンドの投資対象等に応じて、信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。その他、マザーファンドを除く投資対象ファンドからは監査報酬を支弁します。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人の投資者に対する課税

イ．収益分配金に対する課税

収益分配金については、配当所得として課税され、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。ただし、平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

ロ．解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20%（所得税15%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。ただし、平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

ハ．損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および償還差益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得および利子所得との損益通算も可能となります。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益・償還差益および配当等・利子から繰越控除することができます。一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金ならびに一部解約時および償還時の元本超過額については配当所得として課税され、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。ただし、平成49年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）となります。なお、益金不算入制度の適用はありません。

源泉徴収された税金は法人税額から控除されます。

- () 上記は、平成28年4月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
- () 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

【ダイワ・グローバル高利回りC Bファンド 為替ヘッジあり】

(1) 【投資状況】（平成28年4月28日現在）

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	6,840,066,113	98.84
内 ケイマン諸島	6,840,066,113	98.84
親投資信託受益証券	1,008,491	0.01
内 日本	1,008,491	0.01
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	79,614,611	1.15
純資産総額	6,920,689,215	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】（平成28年4月28日現在）

【投資有価証券の主要銘柄】

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
				また は 額面金額			
1	CS GLOBAL CB FUND (JPY HEDGED CLASS)	ケイマン 諸島	投資信 託受益 証券	78,182,906.38	98.90 7,732,510,292	87.48 6,840,066,113	98.84
2	ダイワ・マネーアセット・マザー ファンド	日本	親投資 信託受 益証券	1,006,479	1.0010 1,007,497	1.0020 1,008,491	0.01

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	98.84%
親投資信託受益証券	0.01%
合計	98.85%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

八．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1計算期間末 (平成26年3月10日)	12,505,357,811	12,854,641,320	1.0025	1.0305
第2計算期間末 (平成26年9月10日)	11,142,687,085	11,254,041,322	1.0007	1.0107
第3計算期間末 (平成27年3月10日)	9,929,524,950	10,030,568,543	0.9827	0.9927
平成27年4月末日	9,670,174,352	-	0.9959	-
5月末日	9,584,398,166	-	0.9956	-
6月末日	9,337,492,022	-	0.9918	-
7月末日	9,219,568,647	-	0.9903	-
8月末日	9,133,618,995	-	0.9891	-
第4計算期間末 (平成27年9月10日)	9,011,235,750	9,103,277,924	0.9790	0.9890
9月末日	8,832,133,955	-	0.9780	-
10月末日	8,021,057,079	-	0.9743	-
11月末日	7,881,574,278	-	0.9740	-
12月末日	7,786,128,340	-	0.9713	-
平成28年1月末日	7,562,979,799	-	0.9709	-
2月末日	7,426,769,461	-	0.9699	-
第5計算期間末 (平成28年3月10日)	7,280,399,200	7,356,242,000	0.9599	0.9699
3月末日	7,148,373,352	-	0.9585	-
4月末日	6,920,689,215	-	0.9572	-

【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1計算期間	0.0280
第2計算期間	0.0100
第3計算期間	0.0100
第4計算期間	0.0100
第5計算期間	0.0100

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	3.1
第2計算期間	0.8
第3計算期間	0.8
第4計算期間	0.6
第5計算期間	0.9

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1計算期間	0	392,700,573
第2計算期間	0	1,338,987,262
第3計算期間	0	1,031,064,472
第4計算期間	0	900,141,913
第5計算期間	0	1,619,937,340

(注) 当初設定数量は12,867,111,634口です。

(参考) マザーファンド

ダイワ・マネーアセット・マザーファンド

(1) 投資状況（平成28年4月28日現在）

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
国債証券	2,601,944,157	24.51
内 日本	2,601,944,157	24.51
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	8,014,786,128	75.49
純資産総額	10,616,730,285	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 投資資産（平成28年4月28日現在）

投資有価証券の主要銘柄

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 また は 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
1	100 5年国債	日本	国債証券	1,100,000,000	100.26 1,102,860,000	100.17 1,101,892,000	0.300000 2016/09/20	10.38
2	586 国庫短期証券	日本	国債証券	1,000,000,000	100.00 1,000,050,200	100.00 1,000,050,200	- 2016/05/12	9.42
3	585 国庫短期証券	日本	国債証券	500,000,000	100.00 500,001,957	100.00 500,001,957	- 2016/05/02	4.71

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	24.51%
合計	24.51%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

【ダイワ・グローバル高利回りC Bファンド 為替ヘッジなし】

(1) 【投資状況】（平成28年4月28日現在）

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
---------	-------	---------

投資信託受益証券		1,507,102,909	98.42
内 ケイマン諸島		1,507,102,909	98.42
親投資信託受益証券		504,245	0.03
内 日本		504,245	0.03
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		23,619,988	1.54
純資産総額		1,531,227,142	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】(平成28年4月28日現在)

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
				また は 額面金額			
1	CS GLOBAL CB FUND (NON HEDGED CLASS)	ケイマン諸島	投資信託受益証券	15,836,069.61	100.41 1,590,238,500	95.16 1,507,102,909	98.42
2	ダイワ・マネーアセット・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	503,239	1.0010 503,749	1.0020 504,245	0.03

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	98.42%
親投資信託受益証券	0.03%
合計	98.46%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1計算期間末 (平成26年3月10日)	4,152,381,991	4,262,460,266	1.0562	1.0842
第2計算期間末 (平成26年9月10日)	3,057,439,167	3,144,912,276	1.0486	1.0786
第3計算期間末 (平成27年3月10日)	2,783,459,016	2,858,564,679	1.1118	1.1418
平成27年4月末日	2,739,970,349	-	1.1097	-
5月末日	2,794,474,397	-	1.1532	-
6月末日	2,728,205,304	-	1.1398	-
7月末日	2,706,630,640	-	1.1487	-
8月末日	2,510,578,062	-	1.1236	-
第4計算期間末 (平成27年9月10日)	2,423,033,442	2,489,595,415	1.0921	1.1221
9月末日	2,159,448,646	-	1.0836	-
10月末日	2,050,425,205	-	1.0864	-
11月末日	2,002,015,076	-	1.0931	-
12月末日	1,897,031,123	-	1.0781	-
平成28年1月末日	1,821,135,365	-	1.0647	-
2月末日	1,713,153,879	-	1.0250	-
第5計算期間末 (平成28年3月10日)	1,620,604,954	1,649,763,665	1.0004	1.0184
3月末日	1,614,710,785	-	1.0022	-
4月末日	1,531,227,142	-	0.9927	-

【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1計算期間	0.0280
第2計算期間	0.0300
第3計算期間	0.0300
第4計算期間	0.0300
第5計算期間	0.0180

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	8.4
第2計算期間	2.1
第3計算期間	8.9
第4計算期間	0.9
第5計算期間	6.7

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1計算期間	0	1,496,684,636
第2計算期間	0	1,015,596,667
第3計算期間	0	412,248,207
第4計算期間	0	284,789,662
第5計算期間	0	598,804,034

(注) 当初設定数量は5,428,051,618口です。

(参考) マザーファンド

ダイワ・マネーアセット・マザーファンド

前記「ダイワ・グローバル高利回りCBファンド 為替ヘッジあり」の記載と同じ。

第2 【管理及び運営】

1 【申込(販売)手続等】

当ファンドは、単位型投資信託であり、現在受益権の取得の申込みを受付けておりません。
なお、募集期間中の申込（販売）手続等については、以下のとおりです。

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

お買付価額は、1万口当たり1万円です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

2 【換金(解約)手続等】

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

<一部解約>

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

ただし、販売会社は、次のイ・およびロ・に掲げる日を一部解約請求受付日とする一部解約の実行の請求の受け付けを行ないません。

イ．ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドンの銀行またはチューリッヒの銀行のいずれかの休業日と同じ日付の日

ロ．前イ．のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）
電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00）
- ・委託会社のホームページ
アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約請求の受け付けを中止することができます。一部解約請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して6営業日目から受益者に支払います。

委託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。委託会社は、委託会社の指定する預金口座等に一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注1、注2）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（注1）当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・組入外国投資信託の受益証券：原則として計算時において知り得る直近の日の基準価額で評価します。
- ・マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。

（注2）マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・本邦通貨表示の公社債：原則として、次に掲げるいずれかの価額で評価します。
 1. 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）

2. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）
3. 価格情報会社の提供する価額

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先（委託会社）
電話番号（コールセンター） 0120-106212
（営業日の9:00～17:00）
- ・委託会社のホームページ
アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

平成25年6月28日から平成28年6月27日までとします。ただし、(5) により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎年3月11日から9月10日まで、および9月11日から翌年3月10日までとします。ただし、第1計算期間は、平成25年6月28日から平成26年3月10日までとし、最終計算期間は、平成28年3月11日から平成28年6月27日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

(5) 【その他】

信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、当ファンドが主要投資対象とする組入外国投資信託が存続しないこととなる場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
3. 委託会社は、前1.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

4. 前3. の書面決議において、受益者(委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本4. において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
5. 前3. の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
6. 前3. から前5. までの規定は、前2. の規定に基づいて信託契約を解約するとき、あるいは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前3. から前5. までの手続きを行なうことが困難な場合も同じとします。
7. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
9. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、信託約款は本の1. から7. までに定める以外の方法によって変更することができないものとします。
2. 委託会社は、前1. の事項(前1. の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前1. の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
3. 前2. の書面決議において、受益者(委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3. において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前2. の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
5. 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

6. 前2. から前5. までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
7. 前1. から前6. までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1. から前7. までの規定にしたがいます。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

運用報告書

1. 委託会社は、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める運用報告書）を計算期間の末日ごとに作成し、信託財産にかかる知れている受益者に対して交付します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
2. 委託会社は、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書）を作成し、委託会社のホームページに掲載します。
 - ・委託会社のホームページ
アドレス <http://www.daiwa-am.co.jp/>
3. 前2. の規定にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。
<http://www.daiwa-am.co.jp/>
2. 前1. の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月（または3か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

収益分配金および償還金にかかる請求権

受益者は、収益分配金(分配金額は、委託会社が決定します。)および償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払います。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。)に、原則として信託終了日から起算して5営業日までに支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

換金請求権

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「2 換金(解約)手続等」をご参照下さい。

第3 【ファンドの経理状況】

【ダイワ・グローバル高利回りC Bファンド 為替ヘッジあり】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期計算期間(平成27年9月11日から平成28年3月10日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

ダイワ・グローバル高利回りC Bファンド 為替ヘッジあり

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第4期 平成27年9月10日現在	第5期 平成28年3月10日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	152,517,812
コール・ローン	237,269,693	-
投資信託受益証券	8,925,189,271	7,178,458,964
親投資信託受益証券	5,007,992	1,008,491
未収入金	-	99,999,999
流動資産合計	9,167,466,956	7,431,985,266
資産合計	9,167,466,956	7,431,985,266
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	92,042,174	75,842,800
未払解約金	7,758,751	30,332,702
未払受託者報酬	1,487,931	1,197,138
未払委託者報酬	54,556,347	43,894,101
その他未払費用	386,003	319,325
流動負債合計	156,231,206	151,586,066
負債合計	156,231,206	151,586,066
純資産の部		
元本等		
元本	1 9,204,217,414	1 7,584,280,074
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	2 192,981,664	2 303,880,874
元本等合計	9,011,235,750	7,280,399,200
純資産合計	9,011,235,750	7,280,399,200
負債純資産合計	9,167,466,956	7,431,985,266

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第4期		第5期	
	自 至	平成27年3月11日 平成27年9月10日	自 至	平成27年9月11日 平成28年3月10日
営業収益				
受取配当金		335,778,879		276,573,525
受取利息		40,594		37,676
有価証券売買等損益		213,198,114		303,303,334
営業収益合計		122,621,359		26,692,133
営業費用				
受託者報酬		1,544,407		1,277,689
委託者報酬		56,628,329		46,848,668
その他費用		386,003		319,325
営業費用合計		58,558,739		48,445,682
営業利益又は営業損失（ ）		64,062,620		75,137,815
経常利益又は経常損失（ ）		64,062,620		75,137,815
当期純利益又は当期純損失（ ）		64,062,620		75,137,815
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		174,834,377		192,981,664
剰余金増加額又は欠損金減少額		9,832,267		40,081,405
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		9,832,267		40,081,405
分配金		1 92,042,174		1 75,842,800
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		192,981,664		303,880,874

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第5期	
	自 平成27年9月11日	至 平成28年3月10日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1)投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>(2)親投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p>	
2. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として、投資信託受益証券の配当落ち日において、確定配当金額を計上しております。</p>	

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第4期	第5期
	平成27年9月10日現在	平成28年3月10日現在
1. 1 設定年月日	平成25年6月28日	平成25年6月28日
設定元本額	12,867,111,634円	12,867,111,634円
期首元本額	10,104,359,327円	9,204,217,414円
元本残存率	71.5%	58.9%
2. 計算期間末日における受益権の総数	9,204,217,414口	7,584,280,074口

3. 2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は192,981,664円でありませす。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は303,880,874円でありませす。
------------	--	--

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第4期	第5期
	自 平成27年3月11日 至 平成27年9月10日	自 平成27年9月11日 至 平成28年3月10日
1 分配金の計算過程	計算期間末における経費控除後の配当等収益が268,045,197円であり、純資産額の元本超過額がないため、経費控除後の配当等収益268,045,197円（1万口当たり291.21円）を分配対象額として、うち92,042,174円（1万口当たり100円）を分配金額としております。	計算期間末における経費控除後の配当等収益が211,435,514円であり、純資産額の元本超過額がないため、経費控除後の配当等収益211,435,514円（1万口当たり278.78円）を分配対象額として、うち75,842,800円（1万口当たり100円）を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区 分	第5期
	自 平成27年9月11日 至 平成28年3月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。

4. 金融商品の時価等に関する事項 についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。
--------------------------------	--

金融商品の時価等に関する事項

区 分	第5期 平成28年3月10日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表 計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	第4期 平成27年9月10日現在	第5期 平成28年3月10日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	195,888,224	271,513,377
親投資信託受益証券	500	99
合計	195,887,724	271,513,278

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第4期 平成27年9月10日現在	第5期 平成28年3月10日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第5期 自 平成27年9月11日 至 平成28年3月10日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第4期 平成27年9月10日現在	第5期 平成28年3月10日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9790円 (9,790円)	0.9599円 (9,599円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	CS GLOBAL CB FUND (JPY HEDGED CLASS)	81,952,427.290	7,178,458,964	
投資信託受益証券 合計			7,178,458,964	
親投資信託受益証券	ダイワ・マネーアセット・マザーファンド	1,006,479	1,008,491	
親投資信託受益証券 合計			1,008,491	
合計			7,179,467,455	

投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・プレミアム・トラスト・クレディ・スイス・グローバルCB・ファンド（円ヘッジクラス）」の受益証券（円建）を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

また、当ファンドは、「ダイワ・マネーアセット・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況及び当ファンドの計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「ダイワ・プレミアム・トラスト・クレディ・スイス・グローバルCB・ファンド（円ヘッジクラス）」
の状況

以下に記載した同ファンドの情報は、会計監査人により監査を受けた財務諸表を委託会社で抜粋・翻訳したものであります。

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

ダイワ・プレミアム・トラスト・
クレディ・スイス・グローバルCB・ファンド
(オープンエンド型のケイマン籍のユニットトラスト)
財務諸表
2014年12月30日終了年度

ダイワ・プレミアム・トラスト・
クレディ・スイス・グローバルCB・ファンド
(オープンエンド型のケイマン籍のユニットトラスト)
貸借対照表
2014年12月30日

(日本円建て)

資産

投資、時価 (費用11,217,636,403円)	円	12,249,406,751
現金		759
外国通貨、時価 (費用5,250円)		5,236
為替先渡契約による評価益		53,218,022
為替先渡契約のカウンターパーティへの預託金		690,000,000
未収:		
利子		100,669,737
前払受託会社報酬		1,791,061
資産合計		13,095,091,566

負債

未払い:

投資運用報酬	6,687,268
専門家報酬	6,112,401
会計および管理報酬	1,383,114
保管報酬	940,851
名義書換代理報酬	251,727
負債合計	15,375,361

純資産	円	13,079,716,205
------------	---	-----------------------

純資産の内訳:

払込資本金	円	12,998,679,297
累積黒字		81,036,908
純資産	円	13,079,716,205

円ヘッジクラス	円	10,183,503,439
ノンヘッジクラス		2,896,212,766
	円	13,079,716,205

発行済み受益証券数

円ヘッジクラス	105,975,192
ノンヘッジクラス	25,793,838

1口当たりの純資産

円ヘッジクラス	96.093
ノンヘッジクラス	112.283

添付の注記はこれらの財務諸表の不可欠な一部を構成する

ダイワ・プレミアム・トラスト クレディ・スイス・グローバルCB・ファンド (オープンエンド型のケイマン籍のユニットトラスト)

損益計算書

2014年12月30日終了年度

(日本円建て)

投資収益

利息収入	円	699,546,503
投資収益合計		699,546,503
費用		
投資運用報酬		90,890,229
会計および管理報酬		10,180,066
専門家報酬		7,736,958
保管報酬		5,864,374
名義書換代理報酬		1,951,820
受託会社報酬		317,810
費用合計		116,941,257
純投資収益		582,605,246
実現益および評価益(実現損および評価損):		
実現益(損):		
有価証券への投資		942,144,039
為替取引および為替先渡契約		(1,138,779,815)
純実現損		(196,635,776)
評価益(損)の純変動:		
有価証券への投資		7,660,486
為替換算および為替先渡契約		197,119,967
評価益の純変動		204,780,453
実現益および評価益		8,144,677
業務活動の結果生じた純資産の純増	円	590,749,923

添付の注記はこれらの財務諸表の不可欠な一部を構成する

**ダイワ・プレミアム・トラスト -
クレディ・スイス・グローバルCB・ファンド**
(オープンエンド型のケイマン籍のユニットトラスト)
純資産変動計算書
2014年12月30日終了年度

(日本円建て)

業務活動による純資産の純増(純減):

純投資収益	円	582,605,246
純実現損		(196,635,776)
評価益の純変動		204,780,453
業務活動の結果生じた純資産の純増		590,749,923
受益者への分配金		(1,238,679,297)
当ファンドの受益証券取引の結果生じた純資産の純減		(4,421,320,703)
純資産の純減		(5,069,250,077)
純資産		
期首		18,148,966,282
期末	円	13,079,716,205

円ヘッジクラス

ノンヘッジクラス

当ファンドの受益証券取引

口数			
分配金の再投資		9,307,416	3,115,077
買戻し償還		(27,238,179)	(27,764,464)
口数の純変動		(17,930,763)	(24,649,387)
金額			
分配金の再投資	円	918,870,965	円 319,808,332
買戻し償還		(2,720,000,000)	(2,940,000,000)
当ファンドの受益証券取引の結果生じた純減	円	(1,801,129,035)	円 (2,620,191,668)

添付の注記はこれらの財務諸表の不可欠な一部を構成する

**ダイワ・プレミアム・トラスト -
クレディ・スイス・グローバルCB・ファンド**
(オープンエンド型のケイマン籍のユニットトラスト)
財務ハイライト
2014年12月30日終了年度

(日本円建て)

選択された受益証券1口当たりデータ:

	円ヘッジクラス	ノンヘッジクラス
純資産価額、期首	円 102.069	円 109.074
純投資収益 ¹	3.808	4.127
投資に関する純実現および純評価益 (損)	(1.904)	8.232
投資活動からの総収益	1.904	12.359
受益者への分配金	(7.880)	(9.150)
純資産価額、期末	円 96.093	円 112.283
総利回り	1.81%	12.33%
純資産、期末(千円)	10,183,503	2,896,213
平均純資産に対する費用比率	0.77%	0.77%
平均純資産に対する投資収益比率	3.81%	3.90%

¹ 当期間における平均発行済み受益証券数に基づいて計算。

添付の注記はこれらの財務諸表の不可欠な一部を構成する

ダイワ・プレミアム・トラスト -
クレディ・スイス・グローバルCB・ファンド
(オープンエンド型のケイマン籍のユニットトラスト)
投資明細表
2014年12月30日

(日本円建て)

元本金額	有価証券の明細	公正価値
	債券 (90.0%)	
	オーストラリア (1.8%)	
	転換社債 (1.8%)	
	Paladin Energy, Ltd.	
USD 2,000,000	3.63% due 11/04/15	円 232,184,371
	転換社債計	232,184,371

		オーストラリア計(費用191,459,492円)	232,184,371
		オーストリア(2.4%)	
		転換社債(2.4%)	
		Conwert Immobilien Invest SE	
EUR	2,000,000	4.50% due 09/06/18	317,291,961
		転換社債計	317,291,961
		オーストリア計(費用278,894,556円)	317,291,961
		ベルギー(2.5%)	
		転換社債(2.5%)	
		Cofinimmo S.A.	
EUR	2,157,100	3.13% due 04/28/16	321,071,511
		転換社債計	321,071,511
		ベルギー計(費用294,579,473円)	321,071,511
		中国(8.2%)	
		転換社債(8.2%)	
		Billion Express Investments, Ltd.	
USD	1,500,000	0.75% due 10/18/15	178,838,669
		China Huiyuan Juice Group, Ltd.	
USD	5,000,000	4.00% due 04/29/16	594,636,709
		Homeinns Hotel Group	
USD	2,500,000	2.00% due 12/15/15	291,909,175
		転換社債計	1,065,384,553
		中国計(費用897,906,843円)	1,065,384,553

		フィンランド(3.3%)	
		転換社債 (3.3%)	
		Solidium Oy	
EUR	3,000,000	0.50% due 09/29/15	436,294,598
		転換社債計	436,294,598
		フィンランド計(費用389,440,425円)	436,294,598
		フランス(2.9%)	
		転換社債(2.9%)	
		Neopost S.A.	
EUR	2,484,300	3.75% due 02/01/15	373,257,325
		転換社債計	373,257,325
		フランス計 (費用338,942,882円)	373,257,325
		香港(6.3%)	
		転換社債 (6.3%)	
		China Overseas Grand Oceans Finance Cayman, Ltd.	
HKD	25,000,000	2.00% due 03/21/17	383,763,883
		China Precious Metal Resources Holdings Co., Ltd.	
HKD	21,000,000	7.25% due 02/04/18	180,571,006
		Newford Capital, Ltd.	
USD	2,000,000	0.00% due 05/12/16	255,462,496
		転換社債計	819,797,385
		香港計 (費用803,807,602円)	819,797,385

添付の注記はこれらの財務諸表の不可欠な一部を構成する

ダイワ・プレミアム・トラスト -
クレディ・スイス・グローバルCB・ファンド
(オープンエンド型のケイマン籍のユニットトラスト)
投資明細表(続き)
2014年12月30日

(日本円建て)

	元本金額	有価証券の明細		公正価値
		債券 (90.0%) (続き)		
		インド (5.1%)		
		転換社債 (5.1%)		
		Fortis Healthcare, Ltd.		
USD	500,000	5.00% due 05/18/15	円	59,687,499
		Jaiprakash Power Ventures, Ltd.		
USD	3,000,000	5.00% due 02/13/15		328,579,682
		REI Agro, Ltd.		
USD	1,700,000	5.50% due 11/13/14		40,587,499
		Videocon Industries, Ltd.		
USD	2,500,000	6.75% due 12/16/15		243,972,652
		転換社債計		672,827,332
		インド計 (費用760,923,583円)		672,827,332
		アイルランド (2.1%)		
		社債 (2.1%)		
		Novatek OAO via Novatek Finance, Ltd.		
USD	1,500,000	5.33% due 02/03/16		171,040,497
		VEB-Leasing Via VEB Leasing Investment, Ltd.		

USD	1,000,000	5.13% due 05/27/16	108,332,811
社債計			279,373,308
アイルランド計(費用265,468,313円)			279,373,308
日本(3.8%)			
転換社債(3.8%)			
Yamada Denki Co., Ltd.			
JPY	500,000,000	0.00% due 03/31/15	499,000,000
転換社債計			499,000,000
日本計(費用499,963,715円)			499,000,000
ルクセンブルグ(5.5%)			
社債(5.5%)			
ArcelorMittal			
USD	2,000,000	4.25% due 03/01/16	242,331,246
Fiat Chrysler Finance Europe			
EUR	2,000,000	6.38% due 04/01/16	304,648,493
Gazprom OAO Via Gaz Capital S.A.			
USD	1,500,000	4.95% due 05/23/16	171,744,213
社債計			718,723,952
ルクセンブルグ計(費用666,165,002円)			718,723,952
オランダ(7.7%)			
転換社債(7.7%)			
Lukoil International Finance BV			
USD	5,000,000	2.63% due 06/16/15	566,135,929

		Wereldhave NV		
EUR	3,000,000	2.88% due 11/18/15		442,175,753
		転換社債計		1,008,311,682
		オランダ計(費用918,076,323円)		1,008,311,682
		ノルウェー(1.8%)		
		社債(1.8%)		
		Eksporfinans ASA		
USD	2,000,000	2.38% due 05/25/16		239,308,671
		社債計		239,308,671
		ノルウェー計(費用205,370,670円)		239,308,671

添付の注記はこれらの財務諸表の不可欠な一部を構成する

**ダイワ・プレミアム・トラスト -
クレディ・スイス・グローバルCB・ファンド
(オープンエンド型のケイマン籍のユニットトラスト)
投資明細表(続き)
2014年12月30日**

(日本円建て)

	元本金額	有価証券の明細		公正価値
		債券(90.0%)(続き)		
		シンガポール(2.5%)		
		転換社債(2.5%)		
		Golden Agri-Resources, Ltd.		
USD	2,800,000	2.50% due 10/04/17	円	322,133,432
		転換社債計		322,133,432

シンガポール計(費用274,235,091円)

322,133,432

南アフリカ(3.3%)

転換社債(3.3%)

Aquarius Platinum, Ltd.

USD	3,800,000	4.00% due 12/18/15	435,479,993
-----	-----------	--------------------	-------------

転換社債計

435,479,993

南アフリカ計(費用348,342,113円)

435,479,993

韓国(4.7%)

転換社債(4.7%)

Celltrion, Inc.

USD	4,000,000	2.75% due 03/27/18	407,546,244
-----	-----------	--------------------	-------------

Hanwha SolarOne Co., Ltd.

USD	1,800,000	3.50% due 01/15/18	204,131,247
-----	-----------	--------------------	-------------

転換社債計

611,677,491

韓国計(費用565,761,102円)

611,677,491

国際機関(0.9%)

社債(0.9%)

European Investment Bank.

USD	1,000,000	2.25% due 03/15/16	121,860,386
-----	-----------	--------------------	-------------

社債計

121,860,386

国際機関計(費用116,762,151円)

121,860,386

台湾(3.8%)

転換社債(3.8%)

		AU Optronics Corp.		
USD	2,000,000	0.00% due 10/13/15		266,504,683
		TPK Holding Co., Ltd.		
USD	2,000,000	0.00% due 10/01/17		231,289,059
		転換社債計		497,793,742
		台湾計 (費用427,556,845円)		497,793,742
		UAE (1.3%)		
		転換社債 (1.3%)		
		Polarcus, Ltd. ^(a)		
USD	2,000,000	2.88% due 04/27/16		167,124,997
		転換社債計		167,124,997
		UAE(費用200,518,969円)		167,124,997
		米国 (20.1%)		
		転換社債 (14.5%)		
		Annaly Capital Management, Inc.		
USD	4,700,000	5.00% due 05/15/15		563,867,804
		Apollo Investment Corp.		
USD	5,000,000	5.75% due 01/15/16		611,423,818
		Ares Capital Corp. ^(a)		
USD	3,700,000	5.13% due 06/01/16		452,453,626
		Fifth Street Finance Corp.		
USD	2,200,000	5.38% due 04/01/16		269,190,621
		転換社債計		1,896,935,869

添付の注記はこれらの財務諸表の不可欠な一部を構成する

ダイワ・プレミアム・トラスト -
クレディ・スイス・グローバルCB・ファンド
(オープンエンド型のケイマン籍のユニットトラスト)

投資明細表(続き)

2014年12月30日

(日本円建て)

		純資産に占める		
元本金額	有価証券の明細	割合(%)		公正価値
	債券 (90.0%) (続き)			
	米国 (20.1%) (続き)			
	社債 (5.6%)			
	ABB Treasury Center USA, Inc.			
USD	2,000,000 2.50% due 06/15/16		円	243,511,387
	Aon Corp.			
USD	2,000,000 3.13% due 05/27/16			245,014,080
	Hewlett-Packard Co.			
USD	2,000,000 2.65% due 06/01/16			243,300,094
	社債計			731,825,561
	米国計 (費用2,291,077,431円)			2,628,761,430
	債券計 (費用10,735,252,581円)			11,767,658,120
	短期投資 (3.7%)			
	グランド・ケイマン (3.0%)			
	定期預金 (3.0%)			
	BNP Paribas			
USD	3,195,625 0.03% due 01/02/15			381,477,693

		Brown Brothers Harriman & Co.		
CHF	0	0.00% due 01/05/15		13
		Wells Fargo & Co.		
EUR	52,376	(0.17)% due 01/02/15		7,605,657
		定期預金計		389,083,363
		グランド・ケイマン計 (費用390,392,524円)		389,083,363
		香港(0.7%)		
		定期預金 (0.7%)		
		HSBC Bank		
HKD	3,271,473	0.01% due 01/02/15		50,344,792
JPY	42,320,476	0.01% due 01/05/15		42,320,476
		定期預金計		92,665,268
		香港計(費用91,991,298円)		92,665,268
		短期投資計 (費用482,383,822円)		481,748,631
		投資計 (費用11,217,636,403円)	93.7	円 12,249,406,751
		負債を上回る現金とその他の資産	6.3	830,309,454
		純資産	100.0%	円 13,079,716,205

投資明細表の有価証券はすべて、有価証券の所在地ではなく、カンントリー・リスクの所在地に関する運用会社の最善の評価に基づいて分類している。

(a) 144A 証券 - 1933年証券取引法の規則144Aの下でSECへの登録の適用除外になっている証券。これらの証券は、登録せずに主として適格機関購入者に転売が可能である。他に指定がない限り、これらの証券は非流動的だとはみなされない。

添付の注記はこれらの財務諸表の不可欠な一部を構成する

**ダイワ・プレミアム・トラスト -
クレディ・スイス・グローバルCB・ファンド
(オープンエンド型のケイマン籍のユニットトラスト)
投資明細表(続き)**

2014年12月30日

(日本円建て)

2014年12月30日現在未決済になっている円ヘッジクラスの為替先渡契約（純資産の0.4%）

買い	カウンターパーティ	契約金額	決済日	売り	契約金額	純評価益
JPY	Credit Suisse First Boston	481,555,988	2015年1月30日	HKD	31,160,000 円	2,171,373
JPY	Credit Suisse First Boston	1,756,562,216	2015年1月30日	EUR	11,957,000	20,140,491
JPY	Credit Suisse First Boston	7,117,193,304	2015年1月30日	USD	59,376,000	30,906,158
					円	53,218,022

デリバティブ商品の価値

以下の表は当ファンドの潜在的なネットティングの取決めを含むデリバティブポジションの要約である。デリバティブ商品に関する追加情報は添付の財務諸表への注記の2のデリバティブ商品のセクションおよび5のリスク要因のセクションを参照。

	カウンター パーティ	デリバティブ 資産の価値	デリバティブ 負債の価値	担保受取*	担保差入れ*	差引**
OTCデリバティブ						
為替先渡契約	CSFB	円 53,218,022	円 -	円 -	円 -	円 53,218,022
総計		円 53,218,022	円 -	円 -	円 -	円 53,218,022

* 実際の担保（受入れ）/差入れは上記の表に開示されているものを上回る場合がある。

**差引はデフォルト時に支払われるべきカウンターパーティに対する未収金/（未払金）を表す。同一の法人との同一の法的取り決めの下で実行された取引についてネットティングが認められる可能性がある。

用語集:

CSFB Credit Suisse First Boston

通貨の略称:

CHF - スイス・フラン

EUR - ユーロ

HKD - 香港ドル

JPY - 日本円

USD - 米ドル

添付の注記はこれらの財務諸表の不可欠な一部を構成する

ダイワ・プレミアム・トラスト

クレディ・スイス・グローバルCB・ファンド

(オープンエンド型のケイマン籍のユニットトラスト)

財務諸表への注記

2014年12月30日終了年度

1. 組織

クレディ・スイス・グローバルCB・ファンド(以下「当ファンド」)はケイマン諸島の銀行および信託会社法(改正後)に基づいて2012年2月14日に設立されたユニットトラスト、Daiwa Premium Trust(以下「当トラスト」)のサブファンドである。当ファンドは、信託会社である Elian Trustee (Cayman) Limited(以下「受託会社」)によってなされ、執行された2013年5月9日付の補足信託証書に従って設立された。当ファンドは2013年6月28日に業務を開始した。

当ファンドは現在円ヘッジクラスおよびノンヘッジクラスの2種類の受益証券を設定している。

Credit Suisse AG(以下「投資運用会社」)が当ファンドの投資運用会社となる。

当ファンドの投資目標は、世界の転換社債へ投資することによって安定したリターンを達成し、資本の成長を生み出すことにある。

投資運用会社は円ヘッジクラスに関し為替エクスポージャーのヘッジやリスク管理のみを目的としてデリバティブを活用する可能性がある。投資運用会社はレバレッジおよびギアリングを目的としてデリバティブを利用しない。円ヘッジクラスに帰属する日本円以外の通貨建ての資産に対する為替エクスポージャーは、日本円に対してヘッジされ、投資運用会社はヘッジエクスポージャーを当該クラスの純資産価額の97～103%以内に維持しなければならない。

当ファンドは投資会社であるため、米国財務会計基準審議会(FASB)による会計基準のコード化体系(Accounting Standards Codification)のトピック946「金融サービス 投資会社」に定められている投資会社の会計・報告指針を遵守している。

2. 重要な会計方針

当ファンドの財務諸表は2013年12月31日から2014年12月30日(同日は12月の最終営業日となる当ファンドの会計年度末)までの期間を反映している。「営業日」とはニューヨーク、ロンドン、東京、チューリッヒの銀行、ニューヨーク証券取引所およびロンドン証券取引所が業務を行っている日、または受託会社が適宜決定するその他の日を意味する。

以下は、当ファンドが米国で一般に公正妥当と認められた会計原則(以下「U.S.GAAP」)に準拠して財務諸表を作成する際に継続的に従っている重要な会計方針の要約である。U.S.GAAPに準拠した財務諸表の作成は、財務諸表の中で報告される金額と開示に影響を与える見積りと仮定を経営者が行うことを求めている。実際の結果はこれらの見積りとは違ってくる可能性がある。

(A) 受益証券の純資産価値の決定。当ファンドの受益証券1口当たりの純資産価値は、当ファンドの純資産価値(「純資産価値」は総資産価額から未払報酬および未払費用を含めた総負債を引いた額)を、その時点の当ファンドの発行済み受益証

券口数で割って算出される。Brown Brothers Harriman & Co.（以下「管理会社」）は当ファンドの純資産価額を各営業日の業務終了時に計算する。

受益証券の価格はすべての目的上、日本円（以下「機能通貨」）で計算され、支払いが行われる。

(B) 証券評価。純資産価値計算の目的上、市場相場が容易に入手できるポートフォリオ有価証券とその他の資産は公正価値で計上される。公正価値は一般的に、こうした証券の主たる市場である取引所において最後に報告された売却価格、もしくは売却が報告されない場合は、相場報告システム、確立されたマーケットメーカー、または独立したプライシング・サービスから入手した相場価格に基づいて決定される。独立プライシング・サービスから入手する価格は、マーケットメーカーから提供される情報、または同様の特徴を持つ投資対象あるいは有価証券に関連した利回りデータから取得される市場価額の見積りを利用している。満期60日以下の短期投資対象は、公正価値に近似する償却原価で計上される。

ダイワ・プレミアム・トラスト - クレディ・スイス・グローバルCB・ファンド (オープンエンド型のケイマン籍のユニットトラスト)

財務諸表への注記(続き)

2014年12月30日終了年度

機能通貨以外の通貨で当初評価された投資対象は、プライシング・サービスから取得した為替レートを使用して機能通貨に換算される。この結果、当ファンドの受益証券の純資産価値は機能通貨に対する諸通貨価値の変動によって影響を受ける場合がある。米国、英国、日本またはスイス以外の市場で取引されるか、あるいは機能通貨以外の通貨建ての証券の価額は、当ファンドの休業日に重大な影響を受ける可能性があり、また、純資産価額は投資家が受益証券を購入、買戻し要請、あるいは交換することができない日に変動する場合もある。

市場相場価格がすぐには入手できない有価証券およびその他の資産は、受託会社が投資運用会社からのアドバイスに従って誠実に決定した公正価値によって評価される。受託会社は市場相場価格がすぐには入手できない状況における有価証券およびその他の資産を評価する複数の手法を採用した。例えば、日々の市場相場価格がすぐには入手できない特定の有価証券または投資対象は、受託会社が制定した指針に従って、他の証券や指数を参照して評価される場合がある。

市場相場価格は、当ファンドの証券または資産の価額に重要な影響を及ぼす事象が当該市場の引けた後に、しかしNYSEが引ける前に起こる場合を含めて、現在の、あるいは信頼できる市場ベースのデータ（例えば売買情報、売買気配値情報、ブローカー相場価格）が存在しない状況において、すぐには入手できないとみなされる。これに加えて、有価証券が取引される取引所または市場が、特別の状況のため終日取引が行われず、他の市場相場価格も入手できないときには、市場相場価格はすぐには入手できないとみなされる。投資運用会社またはその代理者は当ファンドの有価証券または資産の価額に実質的な影響を与える可能性のある重要な事象を監視し、適切な証券または資産の価額をこうした重要な事象に照らして再評価すべきかどうかを決める責任を持つ。

当ファンドが純資産価値を決定するために公正価値を使用するときには、有価証券は主に取引される市場の相場をベースにするのではなく、受託会社またはその指示の下に行動する人物が公正価値を正確に反映していると信じる別の手法によって価格を決めることができる。公正価値による価格決定は証券の価値についての主観的な判断を必要する場合がある。当ファンドの方針は、価格決定時点の証券の価値を公正に反映したファンドの純資産価値の計算をもたらすことを意図している

が、受託会社は、受託会社またはその指示の下に行動する人物によって決定された公正価値が、もし証券が価格決定の際に処分される場合(例えば強制競売または清算売却の際)に同証券から得られる価格を正確に反映したものとなるのを保証することはできない。あるファンドが使用する価格が、証券を売却した場合に実現する価値と異なったものとなり、その差異が財務諸表にとって重要なものになる場合がある。

公正価値の測定 - U.S. GAAP に基づく公正価値の測定および開示についての権威ある指針に従って、当ファンドは公正価値を測定するのに利用する評価技法へのインプットを優先順位付けした階層によって投資の公正価値を開示している。同階層は同一の資産または負債のための活発な市場における調整前の相場価格に基づいた評価(レベル1測定)に最も高い優先順位を置いており、最も低い優先順位は評価のために重要な観測不能のインプットに基づく評価(レベル3測定)に置かれている。同指針は公正価値階層の以下の3つのレベルを設定している。

- ・ レベル1 - 当ファンドが測定日にアクセス可能な同一の投資対象に対する活発な市場における調整前の相場価格を反映するインプット。

ダイワ・プレミアム・トラスト - クレディ・スイス・グローバルCB・ファンド

(オープンエンド型のケイマン籍のユニットトラスト)

財務諸表への注記(続き)

2014年12月30日終了年度

- ・ レベル2 - 相場価格以外で、資産または負債のために直接的または間接的に観測可能なインプットで、これには活発とはみなされない市場のインプットが含まれる。
- ・ レベル3 - 観測不能なインプット。レベル3に分類される投資対象は、頻繁には取引されないため、重要な観測不能のインプットを有している。

インプットは様々な評価技法を適用する上で使用され、リスクをめぐる前提を含め、市場参加者が評価を決めるのに利用する前提として広く参照される。インプットには価格情報、特定の、および広範な信用データ、流動性統計、ならびにその他の要素が含まれる。公正価値階層内での金融商品のレベルは、公正価値の測定にとって重要な最低水準のインプットをベースに決定される。しかしながら、何が「観測可能」を構成するかについての決定は受託会社による重要な判断を必要とする。受託会社は、観測可能なデータとは、すぐに入手可能で、定期的に配信または更新され、信頼でき、かつ検証可能で非専有的なデータで、関連市場に積極的に関与する独立のソースから提供されるもの、とみなしている。階層内での金融商品の分類は同商品の価格の透明性に基づくものとなり、同商品への投資のリスクに対する受託会社の受け止め方に相応するものとは必ずしもならない。

投資対象。活発な市場における相場価格に基づいて評価され、従ってレベル1に分類される投資対象には通常、上場株式、上場デリバティブ、ならびに特定の金融市場証券が含まれる。受託会社はこうした商品について、たとえ当ファンドが大きなポジションを保有し、それを売却すれば相場価格にかなりの影響を与える恐れがある状況においても、相場価格を調整しない。

活発とはみなされない市場で取引されるが、市場相場価格、ディーラー相場、あるいは観測可能なインプットでサポートされる代替価格ソースに基づいて評価される投資対象は、レベル2に分類される。これらには投資適格の社債および転換社債が含まれる。レベル2の投資対象には、活発な市場では取引されていないか、あるいは譲渡制限を受けているポジションが含まれるため、価額評価は、一般的に入手可能な市場情報に基づく流動性不足ないしは譲渡困難性を反映して、調整される場合がある。レベル3に分類される投資対象は、取引が頻繁に行われなため、重要な観測不能のインプットを持つ。レベル3の投資対象にはプライベート・エクイティおよび社債が含まれる。これら証券については観測可能な価格が入手できないため、公正価値を算出するのに評価技法が利用される。

デリバティブ商品。デリバティブ商品は、取引所で取引できるか、あるいは店頭（以下「OTC」）取引で非公開で売買される。先物契約や上場オプション契約といった取引所上場デリバティブは通常、活発に取引されているとみなされるかどうかによって、公正価値階層のレベル1かレベル2に分類される。

為替先渡契約を含むOTCデリバティブは、入手可能で信頼できるとみなされるときはいつでも、受託会社がカウンターパーティ、ディーラーまたはブローカーから受け取る相場などの観測可能なインプットを使用して評価する。モデルが利用される事例においては、OTCデリバティブの価額は同商品の契約条件と固有のリスク、ならびに観測可能なインプットの入手可能性と信頼性によって決まる。こうしたインプットには、参照証券の相場価格、イールドカーブ、クレジットカーブ、ボラティリティ計測値、期限前償還率、ならびにこれらのインプットの相関関係が含まれる。包括的為替先渡契約、スワップ、オプションなどの特定のOTCデリバティブは、一般的に市場データによって裏付けすることができるインプットを有するため、レベル2に分類される。

流動性が少ないか、あるいはインプットが観測不能なOTCデリバティブはレベル3に分類される。これらの流動性の低いOTCデリバティブの価額評価にレベル1ないしレベル2のインプットを一部利用することができるが、それらもまた、公正価値の決定にとって重要とみなされる他の観測不能なインプットを含んでいる。いずれの測定日においても、受託会社はレベル1とレベル2のインプットを、観測可能なインプットを反映させてアップデートする。ただし、それに伴う利得と損失は、観測不能なインプットの重要性のため、レベル3内で反映される。

ダイワ・プレミアム・トラスト - クレディ・スイス・グローバルCB・ファンド (オープンエンド型のケイマン籍のユニットトラスト)

財務諸表への注記(続き)

2014年12月30日終了年度

以下の表は貸借対照表に記載された2014年12月30日時点の金融商品の評価額を表題別および評価階層内のレベル別に示したものである*。

	(調整前)			2014年12月30日 時点の 公正価値
	同一の投資対象に 対する活発な 市場の相場価格 (レベル1)	重要でその他の 観測可能な インプット (レベル2)	重要で 観測不能な インプット (レベル3)	
資産: 債券	円	円	円	円
オーストラリア	-	232,184,371	-	232,184,371

オーストリア	-	317,291,961	-	317,291,961				
ベルギー	-	321,071,511	-	321,071,511				
中国	-	1,065,384,553	-	1,065,384,553				
フィンランド	-	436,294,598	-	436,294,598				
フランス	-	373,257,325	-	373,257,325				
香港	-	819,797,385	-	819,797,385				
インド	-	672,827,332	-	672,827,332				
アイルランド	-	279,373,308	-	279,373,308				
日本	-	499,000,000	-	499,000,000				
ルクセンブルグ	-	718,723,952	-	718,723,952				
オランダ	-	1,008,311,682	-	1,008,311,682				
ノルウェー	-	239,308,671	-	239,308,671				
シンガポール	-	322,133,432	-	322,133,432				
南アフリカ	-	435,479,993	-	435,479,993				
韓国	-	611,677,491	-	611,677,491				
国際機関	-	121,860,386	-	121,860,386				
台湾	-	497,793,742	-	497,793,742				
UAE	-	167,124,997	-	167,124,997				
米国	-	2,628,761,430	-	2,628,761,430				
短期投資	481,748,631	-	-	481,748,631				
投資計	円	481,748,631	円	11,767,658,120	円	-	円	12,249,406,751

金融デリバティブ商品**

為替先渡契約	円	-	円	53,218,022	円	-	円	53,218,022
資産合計	円	481,748,631	円	11,820,876,142	円	-	円	12,302,624,773

* 有価証券の分類についてさらに情報が必要な場合には、投資明細表を参照されたし。

** 金融デリバティブ商品には、未決済の為替先渡契約に係る評価益が含まれる。

2014年12月30日に終了した会計期間においては、レベル1、レベル2、およびレベル3間の移転は何もなかった。当ファンドは各レベル間で移転する投資対象を会計期末時点で計算している。

2014年12月30日現在、レベル3のインプットを用いて評価した有価証券はなかった。

(C) **有価証券取引と投資収益。** 有価証券取引は財務報告の目的上、取引日現在で記録される。発行日取引または遅延受渡しベースで購入ないし売却された証券は、取引日の1カ月ないしそれ以上に後に決済される場合がある。売却証券からの実現利益および損失は個別法によって記録される。金利収益はディスカウントの増価とプレミアムの償却を調整したあと発生主義ベースで記録される。投資収益は外国税額を差し引いて記録される。債券利息収益はその利息の回収が見込まれない証券については認識されない。

(D) **分配方針。** 受託会社は投資運用会社に対して受益者に分配を行う権限を委任した。分配金は、レビュー対象期間における純投資収益、純実現キャピタルゲインおよび未実現キャピタルゲイン（評価益）、ならびにファンドの元本から支払われる。投資運用会社は、（その義務を負わないものの）年2回の分配金の支払いを行う方針である。

分配金は自動的に再投資され、手取金は受益者のために同一クラスの追加受益証券の購入に利用される。

ダイワ・プレミアム・トラスト - クレディ・スイス・グローバルCB・ファンド

(オープンエンド型のケイマン籍のユニットトラスト)

財務諸表への注記(続き)

2014年12月30日終了年度

2014年12月30日に終了した会計年度に宣言され、再投資された分配金は下記の通りである。

受益者への分配金	分配資金：インカムゲイン、 キャピタルゲイン、元本	
円ヘッジクラス	円	(918,870,965)
ノンヘッジクラス		(319,808,332)
分配金合計	円	(1,238,679,297)

(E) **現金と外貨。** 外国証券、保有通貨、およびその他の資産と負債の公正価額は、各営業日現在の為替レートに基づいて当ファンドの機能通貨に換算される。為替レートの変化に伴う保有通貨およびその他の資産ならびに負債の価値の変動は為替評価差損益として記録される。投資有価証券の実現損益および評価損益、ならびに収益と費用は、それらの取引の実行日と報告日にそれぞれ記録される。外貨の為替レートの変化が有価証券への投資に与えた影響は、損益計算書の中でこれらの証券の市場価格の変動による影響とは別扱いされず、純実現損益および評価損益の中に含まれる。

(F) **定期預金。** 当ファンドは保管会社を通じて、受託会社が決定する1つまたは複数の適格預金取扱機関に余剰現金残高をオーバーナイトの定期預金として預託する。これらの資金は当ファンドの有価証券投資明細表の中で短期投資として分類される。2014年6月の欧州中央銀行による中銀預金金利の引き下げが影響して、ユーロ建ての短期金融商品の金利はゼロ%を下回る可能性もある。

(G) **為替先渡契約。** 当ファンドは有価証券の一部または全部に係る通貨エクスポージャーをヘッジするため、もしくは投資戦略の一環として、計画された有価証券の購入または売却の決済に関連して為替先渡契約を結ぶことができる。為替先渡契約は将来の一定の日に指定価格で通貨を売り買いするために2当事者間で結ばれる契約である。為替先渡契約の公正価値は外国為替相場の変化に従って変動する。為替先渡契約は日次ベースで時価評価され、評価額の変化は当ファンドによって評価損益として記録される。契約を開始した時点とクローズした時点との契約の評価額の差異に相当する実現損益は通貨の引き渡しまたは受け取りの際に記録される。これらの契約は貸借対照表に反映された評価損益を超える市場リスクを伴う場合がある。これに加えて当ファンドは、もしカウンターパーティが契約の条件を満たせなかったり、あるいは通貨価値が基準通貨に不利に変化したりする場合には、リスクにさらされる恐れがある。当ファンドはまた、日本円の投資家に対する為替リスクをヘッジする目的で為替先渡契約を結ぶことも認められている。特定クラス・レベルでの為替先渡契約から生じる損益はこれらの特定クラスに配分される。

(H) デリバティブ商品。会計基準コード化 ASC 815-10-50 はデリバティブ商品およびヘッジ活動に関する情報開示を義務付けている。それは当ファンドが、a) 事業体がどのような形でなぜデリバティブ商品を利用するのか、b) デリバティブ商品および関連ヘッジ商品はどのように会計処理されるのか、c) デリバティブ商品および関連ヘッジ商品はファンドの財政状態、財務業績、およびキャッシュフローにどのような影響を与えるのか を開示することを求めている。

当ファンドが保有している為替先渡契約は経済的なヘッジ目的として利用されているが、これらのデリバティブはASC 815の要件の下では会計目的のためのヘッジ商品としては適格ではない。これらのデリバティブ商品の公正価値は貸借対照表に含まれ、公正価値の変化は損益計算書の中で実現損益、または評価損益のネットの変化として反映される。

**ダイワ・プレミアム・トラスト -
クレディ・スイス・グローバルCB・ファンド
(オープンエンド型のケイマン籍のユニットトラスト)
財務諸表への注記(続き)
2014年12月30日終了年度**

2014年12月30日現在、当ファンドは以下のデリバティブを保有している。

2014年12月30日時点の貸借対照表におけるデリバティブ商品の影響

場所	外国為替リスク*	
資産デリバティブ		
為替先渡契約における評価益	円	53,218,022

* 総額は貸借対照表の為替先渡契約の項目の評価益に表示されている。

2014年12月30日に終了した期間の損益計算書におけるデリバティブ商品の影響

場所	外国為替リスク	
業務活動の結果として認識されるデリバティブに関する実現益 / (損)		
為替先渡契約における純実現損	円	(1,208,743,367)
業務活動の結果として認識されるデリバティブに関する評価益 / (損)の変動		
為替先渡契約における評価益の純増減	円	200,298,565

2014年12月30日に終了した会計年度における未決済の為替先渡契約の平均想定元本は概ね以下の通り。

円ヘッジクラス 円 10,682,669,540

当ファンドは適宜結ばれる相対デリバティブ・外国為替契約を管理する国際スワップデリバティブ協会（ISDA）マスターアグリーメント（以下「マスターアグリーメント」）を、特定のカウンターパーティとの間で採用している。マスターアグリーメントには、中でも両当事者の一般的責務、表明、合意、担保要件、デフォルトの事象、ならびに契約の早期終了に関する条項を含めることができる。

担保要件は当ファンドの各カウンターパーティとのネット・ポジションに基づいて決められる。担保は現金または米政府ないし同関連機関が発行する債務証券、または当ファンドと適用可能なカウンターパーティによって合意されたその他の証券の形をとることができる。特定のカウンターパーティに関しては、マスターアグリーメントの条件に従って、当ファンドのために差し入れられた担保は、当ファンドの保管会社によって分離口座に保管され、売却または再差し入れが可能な額に関しては投資有価証券明細表の中に提示される。当ファンドが差し出した担保は当ファンドの保管会社によって分離保管され、投資有価証券明細書と貸借対照表の中で確認される。2014年12月30日時点で、当ファンドによって担保として差し入れられた証券はなかった。

当ファンドに適用可能な契約終了イベントは、当ファンドの純資産が一定の期間にわたって特定の閾値以下にまで低下した場合に起こり得る。カウンターパーティに適用可能な契約終了の事象は、カウンターパーティの信用格付けが特定の水準以下にまで低下した時に起こる場合がある。そうしたいずれのケースにおいても、それが起こった場合には、相手方の当事者は契約を早期終了し、すべてのデリバティブおよび外国為替契約の残高を、契約終了当事者によって合理的に決められたすべての損失およびコストの支払いを含め、決済することを選択できる。当ファンドのカウンターパーティの1社ないし複数の社が契約の早期終了を決めれば、ファンドの将来のデリバティブ活動に影響を与える可能性がある。

ダイワ・プレミアム・トラスト - クレディ・スイス・グローバルCB・ファンド (オープンエンド型のケイマン籍のユニットトラスト)

財務諸表への注記(続き)

2014年12月30日終了年度

3. 所得税

当ファンドは課税上の地位に関してケイマン諸島法に従っている。ケイマン諸島の現行法により、利益、収益、利得または評価益に対して税金は課せられず、また、遺産税や相続税という性格を持ついかなる税金も課せられない。当ファンドを構成する資産、または当ファンドの下で生じる収益に対しても税は課されない。また、当該資産または収益に関し、受益者に対して税金は適用されない。当ファンドによる分配金に対しても、あるいは受益証券の買戻しに伴う純資産価額の支払いに対しても、源泉徴収税は何も適用されない。この結果、財務諸表の中で所得税の引当ては行っていない。

当ファンドは全般的に、米国連邦所得税の目的上、米国で取引または事業に従事しているとみなされないように、その活動を実施することを意図している。特に当ファンドは、1986年内国歳入法（改訂後）におけるセーフ・ハーバーに適格となることを意図している。同法に基づき当ファンドは、その活動が自己勘定による株式および有価証券またはコモディティーに限定される場合には、当該事業に従事しているとはみなされない。もし当ファンドの収益のどれも当ファンドの米国における取引または事業と実質的に関連していない場合でも、当ファンドが米国を源泉として得る特定のカテゴリーの収益（配当金および特定の種類の金利収益を含む）は30%の米国の税金が課され、この税金は一般的に当該収益から源泉徴収される。

税務ポジションの不確実性に対する会計処理と開示に関する権威ある指針（財務会計基準審議会 - 会計基準成文化740）は、受託会社に対して、当ファンドの税務ポジションが、関連する不服申立てまたは訴訟手続きの解決を含めて、税務調査の際に支持される可能性の方が高いかどうかの判断を、同ポジションの技術上のメリットに基づいて決めることを求めている。この支持される可能性の方が高いという基準を満たす税務ポジションについては、財務諸表の中で認識される税金金額は、関係税務当局と最終的に和解した時点で実現する可能性が50%を超える最大ベネフィットが減額される。運用者は当ファンドの税務ポジションを審査し、財務諸表の中で税金の引当ては必要ないと判断した。不確実な税務ポジションに関連した利息またはペナルティーは現在何も存在しない。

2014年12月30日現在、税の消滅時効が成立していないため主要な税務管轄の調査の対象に引き続きなっている税務年度は、2013年6月28日（業務開始日）から現在に至るまでの期間である。

4. 受益証券

2014年12月30日現在、すべての発行済み受益証券は1受益者によって保有されている。

(A) 受益証券の当初購入申込み。 1受益者による自身の勘定での受益証券購入は、同受益者が当ファンドの資産について、分割されない受益権を保有することになる。共同の受益者は相応する共同の権益を持つ。

円ヘッジクラスおよびノンヘッジクラス受益証券は当初発行日に1口当たり100円の固定価格で募集を行っている。当ファンドへの最低当初投資額は10,000,000円となっている。受託会社は一般的ケースまたは特別のケースのいずれにおいてもこの条件を放棄するか、あるいは最低当初投資額を引き下げることができる。しかしながら、当トラストがケイマン諸島ミューチュアルファンド法第4条3項に基づいて登録されている限り、最低当初投資額は100,000米ドル（あるいは当ファンドの取引通貨である日本円に換算した100,000米ドル相当額）を下回することはできない。

(B) その後の受益証券の購入申込み。 受益証券の当初発行後は、適格投資家は各営業日において募集申込み日における該当クラスの1受益証券当たり純資産価値に等しい適切な申込み価格で受益証券の購入を申込みことができる。受益証券に対するすべての支払いは日本円で行われる。受託会社はいかなる理由によっても、理由を示すことなしにいかなる購入申込みに対してもそれを拒否することができる。

ダイワ・プレミアム・トラスト - クレディ・スイス・グローバルCB・ファンド (オープンエンド型のケイマン籍のユニットトラスト)

財務諸表への注記(続き)

2014年12月30日終了年度

購入申込みは取り消すことはできない。申込み期限後に受けたいかなる購入申込みも、次回の購入申込み日における受益証券購入の要請として処理される。

(C) **受益証券の譲渡。** 受益者は受託会社の事前の書面による承認がある場合のみ、保有受益証券を移転することができる。受益証券のいかなる移転も、それが当ファンドの受益者登録簿に記載されるまでは、受託会社または受益者に対して有効で拘束力のあるものとはならない。

(D) **買戻し。** 各受益者は受益証券を、最低数量が0.01口以上の数か、あるいは1円以上の価格ベースのいずれかで買戻し請求することができる。いったん管理会社が買戻し請求を受け取れば、買戻しが停止されているか、あるいは受託会社による他の合意がない限り、受益者は買戻し請求を取り消すことはできない。

5. リスク要因

当ファンドの投資対象は投機的で、高い度合いのリスクを伴う。いかなるファンドとも同様に、当ファンドがその目標を達成すること、あるいは当ファンドのパフォーマンスがいかなる期間においても黒字になるということは保証できない。従って受益証券の購入を予定している投資家は以下のリスク要因を考慮に入れるべきである。これらのリスク要因は当ファンドへの投資に関連したすべてのリスク要因を網羅した完全なリストではない。

(A) **市場および選択リスク。** 市場リスクとは当ファンドが投資する1つあるいは複数の市場の価格が下落するリスクで、それには市場が予測し難い急落を演じる可能性が含まれる。選択リスクとは、投資運用会社が選択する証券が、市場、関連指数、または同様の投資目標と投資戦略を持つ他のファンドが選択した証券をアンダーパフォームするリスクを言う。

(B) **金利変動リスク。** 金利変動リスクは、金利が低下するときに債券の価格が全般的に上昇し、金利が上昇するときにそれらの価格が下落するリスクを指す。長期証券の価格は一般的に、短期証券の価格よりも金利の変化により大きく反応して変動する。当ファンドは、短期金利または長期金利が急上昇したり、あるいは投資運用会社が予想しなかったような変化を示した場合に損失を被る可能性がある。

(C) **カウンターパーティおよびブローカー・リスク。** 当ファンドが取引または投資を行う銀行およびブローカー会社を含めた金融機関ならびにカウンターパーティが財務面の困難に直面して、当ファンドに対するそれぞれの債務に関しデフォルト（債務不履行）に陥る可能性もある。こうしたデフォルトは当ファンドに実質的な損失を生む恐れがある。これに加えて、当ファンドは特定の取引を保証するため、カウンターパーティに対して担保を差し出す場合がある。

当ファンドは各カウンターパーティとの間でマスターネットティング契約を結ぶことによってカウンターパーティの信用リスクへのエクスポージャーを減らすよう努める。マスターネットティング契約は当ファンドにカウンターパーティの信用力が一定の水準以上に悪化した場合にマスターネットティング契約の下で行ったすべての取引を終了できる権利を付与する。マスターネットティング契約は各当事者に対して、他方当事者がデフォルトの場合または契約終了の場合に、マスターネットティング契約の下で行ったすべての取引を終了し、各取引で一方の当事者から他方の当事者へ支払われるべき未払金を相殺する権利を付与する。OTCデリバティブに関するカウンターパーティの信用リスクから生じる当ファンドの最大の損失リスクは、一般的に評価益の合計額とカウンターパーティの未払金がカウンターパーティが当ファンドに差し入れた担保の額を超過する金額である。当ファンドはOTCデリバティブのカウンターパーティのためにデリバティブ契約残高の各カウンターパーティの評価益を下回らない範囲の金額で担保の差し入れが必要となる場合がある。当該金額は最低引渡条項に従い、差し入れた担保は投資明細表の中で確認される。

ダイワ・プレミアム・トラスト -

クレディ・スイス・グローバルCB・ファンド

(オープンエンド型のケイマン籍のユニットトラスト)

財務諸表への注記(続き)

2014年12月30日終了年度

(D) **信用リスク**。信用リスクとは、証券の発行者が期日までに金利の支払いや元本の返済ができなくなるリスクを言う。発行者の信用格付けの変更、あるいは発行者の信用状態に対する市場の受け止め方も、同発行者に対する当ファンドの投資の評価額に影響を与える可能性がある。信用リスクの度合いは発行者の財政状態および負債の条件の双方に左右される。

(E) **為替リスク**。当ファンドが投資する証券およびその他の金融商品は当ファンドの機能通貨以外の通貨で表示、あるいは価格が示される場合がある。このため、外国通貨の為替レートの変化がファンドのポートフォリオの価額に影響を与える可能性を持つ。一般的には当ファンドの機能通貨の価額が他の通貨に対して上昇すれば、他の通貨建ての証券は、価額を低下させることになる。というのは、当該通貨をファンドの機能通貨へ換算する際に価額が低下する効果もたらされるためである。これとは逆に、ファンドの機能通貨の価値が別の通貨に対して低下すれば、同通貨建ての証券の価額は上昇する。一般に「為替リスク」として知られるこのリスクは、当ファンドの強い機能通貨が投資家へのリターンを減らし、弱い機能通貨はこれらのリターンを高める可能性があることを意味している。

(F) **資産保管リスク**。当ファンドは、自己の証券のすべての保管状況を管理しているわけではない。Brown Brothers Harriman & Co.（以下「保管会社」）または保管会社として選任されたその他の銀行もしくは証券会社が支払不能となり、そのためにそれらの保管会社が保有する当ファンドの証券の全部または一部を当ファンドが失う可能性がある。

(G) **流動性リスク**。流動性リスクは特定の投資対象の購入や売却が困難な場合に発生する。当ファンドによる流動性の低い証券への投資により、流動性の低い証券を有利なタイミングまたは価格で売却できない場合があるために、当ファンドのリターンが低下する可能性がある。当ファンドの主たる投資戦略が先進国以外の証券、デリバティブ、または重大な市場もしくは信用リスクを伴う証券を含む程度において、当ファンドは流動性リスクに対して最大のエクスポージャーを持つ傾向がある。

(H) **期限前償還リスク**。金利が低い時、発行者は多くの場合「コーラブル証券」の裏付けとなる原債務を早期に返済することになる。そのような場合に当ファンドは償還金をより利回りの低い投資対象に再投資しなければならず、金利低下による証券価格の上昇から利益を得られない可能性がある。

(I) **集中リスク**。比較的少数の証券、セクター、産業、または地理的な地域に投資が集中することで、パフォーマンスに重大な影響を及ぼす可能性がある。分散が低下した結果、証券、セクター、産業または地域のグループのパフォーマンスの低さがアンダ パフォーマンスにつながる可能性がある。加えて、当該グループへのエクスポージャーの水準が高まることでボラティリティが上昇する場合がある。

(J) **ハイイールド債リスク**。当ファンドは主にハイイールド債券に投資する。当ファンドは企業が発行した高利回りの投資適格等級を下回る社債に投資することができる。当該企業は負債を有し、キャッシュフローにその他の負担がかかっているため、高い信用リスクを伴う。

(K) **デリバティブ・リスク。**当ファンドはその投資対象をヘッジしたり、あるいはリターンを高めるためにデリバティブ商品を利用することができる。デリバティブは当ファンドがそのリスク・エクスポージャーを、他のタイプの商品よりも迅速かつ効率的に高めたり減らしたりすることを可能にする。デリバティブは変動性が高く、以下を含めた重要なリスクを伴う。

- ・ **信用リスク** — デリバティブ取引のカウンターパーティ（取引の相手側の当事者）が当ファンドに対する金銭債務を履行できなくなるリスク。
- ・ **レバレッジ・リスク** — 比較的小さな市場の動きが投資対象の価値の大幅な変化を招く可能性のある特定のタイプの投資対象または投資戦略に関連したリスク。レバレッジを伴う特定の投資対象または取引戦略は、当初の投資額を大きく超える損失を招く可能性もある。

ダイワ・プレミアム・トラスト - クレディ・スイス・グローバルCB・ファンド (オープンエンド型のケイマン籍のユニットトラスト)

財務諸表への注記(続き)

2014年12月30日終了年度

- ・ **流動性リスク** — 特定の証券について、売り手が売りたいときに、あるいは同証券が現在それだけの価値があると売り手が考える価格で、売却することが困難あるいは不可能になるリスク。

当ファンドは予定ヘッジを含むヘッジ目的のためにデリバティブを利用することができる。ヘッジは当ファンドがファンドの他の保有商品に関連したリスクを相殺するためにデリバティブを使う戦略である。ヘッジは損失を減らすことができるが、もし市場が当ファンドの想定とは異なった形で動いたり、あるいはデリバティブのコストがヘッジによる利益を上回る場合には、利益を減らすか、ゼロにしたり、あるいは損失をもたらす場合がある。またヘッジにはデリバティブの価額の変化が、当ファンドが予想したヘッジ対象保有商品の価額の変化とマッチしないというリスクがあり、その場合はヘッジ対象の保有商品に係る損失が減らずに増える可能性もある。当ファンドのヘッジ戦略がリスクを減らしたり、あるいはヘッジ取引が利用可能になるか、あるいは費用効果が高いものとなるかどうかについては保証できない。当ファンドはヘッジの利用を義務付けられておらず、ヘッジを利用しないことも選択できる。当ファンドはリターンを高めるためにデリバティブを利用することができるため、そうした投資は当ファンドがヘッジ目的のためだけにデリバティブを利用した場合に比べ、より大きな度合いで当ファンドを以上に挙げたようなリスクにさらすことになる。リターンを高めるためにデリバティブを利用することは投機的とみなされる場合がある。

(L) **転換社債。**転換社債は、株式へ直接投資することおよび転換証券の価格が本質的に裏付けとなる株式に関係するものであることから、株式要因による影響を受ける可能性がある。同様に、転換社債は、普通社債およびキャッシュ商品に投資することおよび転換社債は債券の要素を有することから、転換社債は債券要因による影響を受ける可能性がある。企業およびその他の事業体によって発行された債券に投資することによって、当ファンドは特定の発行体がそのような債務に関する支払いまたはその他の義務を履行できないリスクを負う。加えて、発行体は金融環境の悪化に見舞われる可能性があり、ひいては当該発行体および債券に付与された信用格付けが、投資適格を下回る水準に引き下げられる場合もある。そのような金融環境の悪化または信用格付けの引き下げの結果、発行体の債券価格のボラティリティが高まるとともに流動性に悪影響を

及ぼし、当該債券の売却が一層困難になる場合がある。債券市場への投資は、市場、金利、発行体、信用およびインフレリスクなどの一定のリスクを伴う。転換社債は意図していたよりも早く償還される場合があり、このため投資目的に悪影響を及ぼす場合がある。

6. 保証と補償

当トラストと当ファンドの設立文書に基づき、特定の当事者(受託会社および投資運用会社を含む)は当ファンドに対する義務の履行から生じ得る一定の負債に対して補償される。それに加えて、通常の営業過程において、当ファンドは様々な補償条項を含む契約を結んでいる。これらの取決めに基づく当ファンドの最大限のエクスポージャーがどの程度なのかは、当ファンドに対してなされ得る、まだ起こっていない将来の請求が含まれるものであるため、不明である。しかしながら、当ファンドはこれらの契約に基づく補償請求や損失はこれまで何も受けていない。

7. 報酬、費用、および関連当事者間取引

(A) 会計および管理報酬。 受託会社は管理会社と会計および管理契約を結び、これに基づき管理会社は、月間の最低報酬を3,750米ドルとすることを条件に、純資産の最初の5億米ドルについて0.06%、次の5億米ドルについては0.05%、純資産が10億米ドルを超える部分については0.04%の年間報酬を受け取る。

管理会社はまた、当ファンドから立替実費とデリバティブ取引報酬(1件あたり45米ドル)の支払いを受ける。2014年12月30日に終了した期間に管理会社が稼得した報酬と期末時点での管理会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書と貸借対照表に開示されている。

ダイワ・プレミアム・トラスト - クレディ・スイス・グローバルCB・ファンド

(オープンエンド型のケイマン籍のユニットトラスト)

財務諸表への注記(続き)

2014年12月30日終了年度

(B) 保管報酬。 受託会社は保管会社との間で保管契約を結び、これに基づき保管会社は純資産額と取引量に基づいて計算され月次で支払われる報酬を受け取る。2014年12月30日に終了した期間に保管会社が稼得した報酬と期末時点での保管会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書と貸借対照表に開示されている。

(C) 受託会社報酬。 受託会社は12,500米ドルの年間報酬、プラス追加時間費用、立替実費、およびスタートアップ経費を受け取る。受託会社はまた、当トラストに関して年間2,500米ドルの報酬を、全サブファンドに比例ベースで配分される形で受け取る。2014年12月30日に終了した期間に受託会社が稼得した報酬と期末時点での受託会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書と貸借対照表に開示されている。

(D) 名義書換代理報酬。 受託会社はBrown Brothers Harriman & Co. (以下「名義書換代理会社」)との間で名義書換代理契約を結び、これに基づき名義書換代理会社は純資産の0.01%に相当する年間報酬と1取引当たりの取引手数料を受け取る。

2014年12月30日に終了した期間に名義書換代理会社が稼得した報酬と期末時点での名義書換代理会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書と貸借対照表に開示されている。

(E) **投資運用報酬。**投資運用会社は平均純資産価額の0.60%の年間報酬を受け取る。投資運用報酬は月次ベースで計算され、後払いで支払われる。2014年12月30日に終了した期間に投資運用会社が稼得した報酬と期末時点での投資運用会社への未払報酬残高は、それぞれ損益計算書と貸借対照表に開示されている。

(F) **その他の経費。**当ファンドは管理、保管、運用、為替運用、受託会社、および名義書換代理の各報酬ではカバーされないファンドの業務に関連したその他の費用を負担することができる。それらは以下を含み、それらだけに限定されない。

(i) 政府手数料；(ii) ブローカー費用および手数料、ならびにその他のポートフォリオ取引経費；(iii) 金利費用を含む資金借入費用；(iv) 訴訟費用および補償経費を含む特別経費；(v) 設立費；そして(vi) 専門家報酬である。2014年12月30日に終了した会計期間のその他の経費は損益計算書に開示されている。

(G) **関連当事者への投資。**当ファンドは、投資運用会社の関連当事者であるCredit Suisse First Bostonと為替先渡契約を締結することが認められている。2014年12月30日時点で未決済のCredit Suisse First Bostonとの為替先渡契約はすべて投資明細書に記載している。2014年12月30日終了期間におけるCredit Suisse First Bostonとの為替先渡契約に係る正味実現損失は1,208,743,367円だった。なお同損失は損益計算書に開示している。

8. 後発事象

受託会社は、期末から、財務諸表が発表された2015年5月19日までの期間におけるすべての後発取引・事象を評価した。2014年12月31日から2015年5月19日までに、1,300,000,000ドルの買戻し償還が行なわれた。購入申し込みはなかった。同期間中、476,892,487ドルの分配が行なわれた。当ファンドに関して報告すべき後発事象は以上である。

「ダイワ・マネーアセット・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	平成27年9月10日現在	平成28年3月10日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	6,336,305,207
コール・ローン	2,983,471,348	-
国債証券	7,099,999,400	5,002,651,574
未収利息	-	1,464,480
前払費用	-	90,410
流動資産合計	10,083,470,748	11,340,511,671

資産合計		10,083,470,748	11,340,511,671
負債の部			
流動負債			
流動負債合計		-	-
負債合計		-	-
純資産の部			
元本等			
元本	1	10,064,394,522	11,317,590,486
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		19,076,226	22,921,185
元本等合計		10,083,470,748	11,340,511,671
純資産合計		10,083,470,748	11,340,511,671
負債純資産合計		10,083,470,748	11,340,511,671

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区 分	自 平成27年9月11日 至 平成28年3月10日
有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券</p> <p>個別法に基づき、時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>

（貸借対照表に関する注記）

区 分	平成27年9月10日現在	平成28年3月10日現在
1. 1期首	平成27年3月11日	平成27年9月11日
期首元本額	17,696,433,479円	10,064,394,522円
期中追加設定元本額	95,629,573円	2,149,109,531円
期中一部解約元本額	7,727,668,530円	895,913,567円

期末元本額の内訳		
ファンド名		
ダイワ・グローバル高利回り C Bファンド 為替ヘッジ あり	4,998,495円	1,006,479円
ダイワ・グローバル高利回り C Bファンド 為替ヘッジ なし	2,499,247円	503,239円
ダイワ・グローバル・ハイブ リッド証券ファンド (為替 ヘッジあり)	999円	999円
ダイワ債券コア戦略ファンド (為替ヘッジあり)	999円	999円
ダイワ債券コア戦略ファンド (為替ヘッジなし)	999円	999円
通貨選択型ダイワ米国株主還 元株 クワトロプレミアム (毎月分配型)	- 円	219,583円
通貨選択型ダイワ米国株主還 元株 クワトロプレミアム (年2回決算型)	- 円	24,953円
ダイワ米国株主還元株ツイン プレミアム(毎月分配型)	- 円	848,389円
ダイワ米国株主還元株ツイン プレミアム(年2回決算型)	- 円	66,873円
ダイワ米国株主還元株ファン ド	- 円	36,730,213円
ダイワ/NB・米国債券戦略 ファンド 為替ヘッジあり (年1回決算型)	4,995円	4,995円
ダイワ/NB・米国債券戦略 ファンド 為替ヘッジなし (年1回決算型)	4,995円	4,995円
世界ハイブリッド証券ファン ド2014-04(為替ヘッジあり/ 限定追加型)	999円	999円
世界ハイブリッド証券ファン ド2014-07(為替ヘッジあり/ 限定追加型)	999円	999円
世界ハイブリッド証券ファン ド2014-10(為替ヘッジあり/ 限定追加型)	999円	999円

世界ハイブリッド証券ファン ド2015-01(為替ヘッジあり/ 限定追加型)	999円	999円
ダイワ・ブラジル・リアル債 (毎月分配型) - スー パー・ハイインカム - 50 コース	49,911円	49,911円
ダイワ・ブラジル・リアル債 (毎月分配型) - スー パー・ハイインカム - 100 コース	49,911円	49,911円
ダイワ・オーストラリア高配 当株ファンド・マネー・ポー トフォリオ	38,512,205円	20,648,231円
ダイワ日本株式インデック ス・ファンド - シフト11 Ver3 -	2,395,687,762円	1,577,324,488円
ダイワ日本株式ベア・ファン ド - ベアシフト11 -	71,870,634円	86,840,694円
ダイワ日本株式ベア・ファン ド - ベアシフト11 Ver2 -	29,945,799円	- 円
ダイワ日本株式インデック ス・ファンド - シフト11 Ver5 -	- 円	2,095,808,384円
ダイワ・スイス高配当株ツイ ン (毎月分配型)	2,996,106円	2,996,106円
通貨選択型ダイワ世界インカ ム・ハンター(毎月分配型) 為替ヘッジなしコース	10,980,236円	7,986,224円
通貨選択型ダイワ世界インカ ム・ハンター(毎月分配型) 日本円コース	1,696,946円	1,397,544円
通貨選択型ダイワ世界インカ ム・ハンター(毎月分配型) ブラジル・リアル・コース	7,487,022円	4,493,010円
通貨選択型ダイワ世界インカ ム・ハンター(毎月分配型) 通貨セレクト・コース	3,593,631円	2,096,625円
ダイワ世界インカム・ハン ター(年2回決算型)為替ヘッ ジあり	- 円	340,287円

ダイワ世界インカム・ハンター(年2回決算型)為替ヘッジなし	- 円	100,789円
ダイワ/NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジあり(毎月分配型)	29,988,005円	29,988,005円
ダイワ/NB・米国債券戦略ファンド 為替ヘッジなし(毎月分配型)	1,999,201円	1,999,201円
通貨選択型 ダイワ/NB・米国債券戦略ファンド 日本円コース(毎月分配型)	1,002,195円	1,002,195円
通貨選択型 ダイワ/NB・米国債券戦略ファンド 通貨セレクトコース(毎月分配型)	3,011,774円	3,011,774円
ダイワ新興国ハイインカム・プラス - インカムチェンジ(積立型) -	7,515,709円	1,527,685円
ダイワ日本株式インデックス・ファンド(限定追加型) - シフト11 -	3,536,610,361円	3,536,610,361円
ダイワ日本株式インデックス・ファンド(限定追加型) - シフト12 -	2,626,169,333円	2,616,189,293円
ダイワ日本株式インデックス・ファンド(限定追加型) - シフト13 -	1,287,713,056円	1,287,713,056円
計	10,064,394,522円	11,317,590,486円
2. 期末日における受益権の総数	10,064,394,522口	11,317,590,486口

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区分	自 平成27年9月11日 至 平成28年3月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。

2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

区 分	平成28年3月10日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	平成27年9月10日現在	平成28年3月10日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	1,700	816,926
合計	1,700	816,926

（注）

「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間（平成26年12月10日から平成27年9月10日まで、及び平成27年12月10日から平成28年3月10日まで）を指しております。

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

平成27年9月10日現在	平成28年3月10日現在

該当事項はありません。	該当事項はありません。
-------------	-------------

(1口当たり情報)

	平成27年9月10日現在	平成28年3月10日現在
1口当たり純資産額	1.0019円	1.0020円
(1万口当たり純資産額)	(10,019円)	(10,020円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
国債証券	1 0 0 5年国債	1,100,000,000	1,102,343,000	
	5 7 4 国庫短期証券	700,000,000	700,003,093	
	5 7 6 国庫短期証券	700,000,000	700,008,214	
	5 8 2 国庫短期証券	500,000,000	500,014,792	
	5 8 4 国庫短期証券	500,000,000	500,030,692	
	5 8 5 国庫短期証券	500,000,000	500,025,918	
	5 8 6 国庫短期証券	1,000,000,000	1,000,225,865	
国債証券 合計			5,002,651,574	
合計			5,002,651,574	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ダイワ・グローバル高利回りC Bファンド 為替ヘッジなし】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期計算期間(平成27年9月11日から平成28年3月10日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

ダイワ・グローバル高利回りC Bファンド 為替ヘッジなし

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第4期 平成27年9月10日現在	第5期 平成28年3月10日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	92,408,590
コール・ローン	110,581,500	-
投資信託受益証券	2,358,732,090	1,587,488,305
親投資信託受益証券	2,503,995	504,245
未収入金	40,000,000	-
流動資産合計	2,511,817,585	1,680,401,140
資産合計	2,511,817,585	1,680,401,140
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	66,561,973	29,158,711
未払解約金	6,673,200	19,860,399
未払受託者報酬	409,879	284,051
未払委託者報酬	15,028,513	10,414,351
その他未払費用	110,578	78,674
流動負債合計	88,784,143	59,796,186
負債合計	88,784,143	59,796,186
純資産の部		
元本等		
元本	1,218,732,446	1,619,928,412
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	204,300,996	676,542
元本等合計	2,423,033,442	1,620,604,954
純資産合計	2,423,033,442	1,620,604,954
負債純資産合計	2,511,817,585	1,680,401,140

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第4期		第5期	
	自 至	平成27年3月11日 平成27年9月10日	自 至	平成27年9月11日 平成28年3月10日
営業収益				
受取配当金		92,533,061		70,640,787
受取利息		13,479		10,354
有価証券売買等損益		46,055,955		186,884,322
営業収益合計		46,490,585		116,233,181
営業費用				
受託者報酬		442,637		315,083
委託者報酬		16,230,193		11,552,823
その他費用		110,578		78,674
営業費用合計		16,783,408		11,946,580
営業利益又は営業損失（ ）		29,707,177		128,179,761
経常利益又は経常損失（ ）		29,707,177		128,179,761
当期純利益又は当期純損失（ ）		29,707,177		128,179,761
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		279,936,908		204,300,996
剰余金減少額又は欠損金増加額		38,781,116		46,285,982
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		38,781,116		46,285,982
分配金		1 66,561,973		1 29,158,711
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		204,300,996		676,542

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第5期	
	自 平成27年9月11日	至 平成28年3月10日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1)投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>(2)親投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p>	
2. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として、投資信託受益証券の配当落ち日において、確定配当金額を計上しております。</p>	

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第4期	第5期
	平成27年9月10日現在	平成28年3月10日現在
1. 1 設定年月日	平成25年6月28日	平成25年6月28日
設定元本額	5,428,051,618円	5,428,051,618円
期首元本額	2,503,522,108円	2,218,732,446円
元本残存率	40.8%	29.8%
2. 計算期間末日における受益権の総数	2,218,732,446口	1,619,928,412口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

区 分	第4期	第5期
	自 平成27年3月11日 至 平成27年9月10日	自 平成27年9月11日 至 平成28年3月10日
1 分配金の計算過程	計算期間末における純資産額の元本超過額270,862,969円が、経費控除後の配当等収益70,263,103円を超過しているため、純資産額の元本超過額270,862,969円（1万口当たり1,220.80円）を分配対象額として、うち66,561,973円（1万口当たり300円）を分配金額としております。	計算期間末における経費控除後の配当等収益52,097,012円が、純資産額の元本超過額29,835,253円を超過しているため、経費控除後の配当等収益52,097,012円（1万口当たり321.60円）を分配対象額として、うち29,158,711円（1万口当たり180円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

区 分	第5期
	自 平成27年9月11日 至 平成28年3月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもありません。

金融商品の時価等に関する事項

区 分	第5期 平成28年3月10日現在	
	1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。	

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	第4期 平成27年9月10日現在	第5期 平成28年3月10日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当計算期間の損益に 含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	57,277,611	179,030,052
親投資信託受益証券	250	49
合計	57,277,361	179,030,003

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第4期 平成27年9月10日現在	第5期 平成28年3月10日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第5期 自 平成27年9月11日 至 平成28年3月10日	
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。	

（1口当たり情報）

	第4期 平成27年9月10日現在	第5期 平成28年3月10日現在
	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0921円 (10,921円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
投資信託受益証券	CS GLOBAL CB FUND (NON HEDGED CLASS)	16,579,166.030	1,587,488,305	
投資信託受益証券 合計			1,587,488,305	
親投資信託受益証券	ダイワ・マネーアセット・マザーファンド	503,239	504,245	
親投資信託受益証券 合計			504,245	
合計			1,587,992,550	

投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ・プレミアム・トラスト・クレディ・スイス・グローバルCB・ファンド(ノンヘッジクラス)」の受益証券(円建)を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

また、当ファンドは、「ダイワ・マネーアセット・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況及び当ファンドの計算期間末日(以下、「期末日」)における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「ダイワ・プレミアム・トラスト・クレディ・スイス・グローバルCB・ファンド(ノンヘッジクラス)」の状況

前記「ダイワ・グローバル高利回りCBファンド 為替ヘッジあり」に記載のとおりであります。

「ダイワ・マネーアセット・マザーファンド」の状況

前記「ダイワ・グローバル高利回りCBファンド 為替ヘッジあり」に記載のとおりであります。

2 【ファンドの現況】

ダイワ・グローバル高利回りC Bファンド 為替ヘッジあり

【純資産額計算書】

平成28年4月28日

資産総額	6,950,974,891円
負債総額	30,285,676円
純資産総額（ - ）	6,920,689,215円
発行済数量	7,229,939,354口
1単位当たり純資産額（ / ）	0.9572円

(参考) ダイワ・マネーアセット・マザーファンド

純資産額計算書

平成28年4月28日

資産総額	10,616,827,484円
負債総額	97,199円
純資産総額（ - ）	10,616,730,285円
発行済数量	10,595,734,196口
1単位当たり純資産額（ / ）	1.0020円

ダイワ・グローバル高利回りC Bファンド 為替ヘッジなし

純資産額計算書

平成28年4月28日

資産総額	1,542,582,592円
負債総額	11,355,450円
純資産総額（ - ）	1,531,227,142円
発行済数量	1,542,422,080口
1単位当たり純資産額（ / ）	0.9927円

(参考) ダイワ・マネーアセット・マザーファンド

前記「ダイワ・グローバル高利回りC Bファンド 為替ヘッジあり」の記載と同じ。

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換えの手続き等
該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典
ありません。

(3) 譲渡制限の内容
譲渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。）に支払います。

(8) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

a. 資本金の額

平成28年4月末日現在

資本金の額 151億7,427万2,500円

発行可能株式総数 799万9,980株

発行済株式総数 260万8,525株

過去5年間ににおける資本金の額の増減：該当事項はありません。

b. 委託会社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、4名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、役付執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ. ファンド個別会議

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を経営会議の分科会であるファンド個別会議において審議・決定します。

ロ. 投資環境検討会

運用最高責任者であるCIO（Chief Investment Officer）が議長となり、原則として月1回投資環境検討会を開催し、投資環境について検討します。

ハ. 運用会議

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ. 運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

ホ. ファンド評価会議、運用審査会議、リスクマネジメント会議および執行役員会議

・ファンド評価会議

運用実績・運用リスクの状況について、分析・検討を行ない、運用部にフィードバックします。

・運用審査会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用実績の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

・リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

・執行役員会議

経営会議の分科会として、法令等の遵守状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

平成28年4月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

基本的性格	本数（本）	純資産額の合計額（百万円）
単位型株式投資信託	44	178,422
追加型株式投資信託	630	11,441,250
株式投資信託 合計	674	11,619,673
単位型公社債投資信託	5	34,134
追加型公社債投資信託	17	2,536,266
公社債投資信託 合計	22	2,570,400
総合計	696	14,190,073

3 【委託会社等の経理状況】

1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第56期事業年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。

また、第57期事業年度に係る中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

3．財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位:百万円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	15,186	31,438
有価証券	15,003	4,878
前払費用	157	139
未収委託者報酬	8,265	10,295
未収収益	103	110
繰延税金資産	674	585
その他	15	153
流動資産計	39,406	47,600
固定資産		
有形固定資産	1	255
建物	23	21
器具備品	228	234
無形固定資産	2,991	2,759
ソフトウェア	2,910	2,758
ソフトウェア仮勘定	68	1
電話加入権	11	-

投資その他の資産		15,077		12,979
投資有価証券		8,338		6,667
関係会社株式		5,141		5,129
出資金		129		124
長期差入保証金		997		996
投資不動産	1	398	1	-
その他		74		60
貸倒引当金		3		-
固定資産計		18,320		15,995
資産合計		57,727		63,596

(単位:百万円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	53	64
未払金	8,998	9,172
未払収益分配金	7	5
未払償還金	77	72
未払手数料	4,277	4,965
その他未払金	2	4,127
未払費用	3,463	4,162
未払法人税等	1,530	1,133
未払消費税等	530	1,429
賞与引当金	955	1,092
その他	1	747
流動負債計	15,534	17,801
固定負債		
退職給付引当金	1,959	2,072
役員退職慰労引当金	80	101
繰延税金負債	1,789	1,745
その他	3	2
固定負債計	3,832	3,920
負債合計	19,366	21,722
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,174	15,174
資本剰余金		
資本準備金	11,495	11,495

資本剰余金合計	11,495	11,495
利益剰余金		
利益準備金	374	374
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	10,821	14,126
利益剰余金合計	11,196	14,501
株主資本合計	37,866	41,171
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	494	702
評価・換算差額等合計	494	702
純資産合計	38,360	41,873
負債・純資産合計	57,727	63,596

(2) 【損益計算書】

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	84,771	90,924
その他営業収益	788	933
営業収益計	85,560	91,858
営業費用		
支払手数料	47,520	49,978
広告宣伝費	668	670
調査費	8,246	9,013
調査費	741	867
委託調査費	7,505	8,146
委託計算費	735	756
営業雑経費	1,323	1,289
通信費	249	252
印刷費	477	481
協会費	54	53
諸会費	11	13
その他営業雑経費	531	488
営業費用計	58,494	61,709
一般管理費		
給料	5,708	5,881
役員報酬	243	289
給料・手当	3,785	3,803
賞与	724	695
賞与引当金繰入額	955	1,092

福利厚生費	793	831
交際費	37	45
旅費交通費	191	176
租税公課	222	259
不動産賃借料	1,182	1,180
退職給付費用	373	383
役員退職慰労引当金繰入額	33	38
固定資産減価償却費	963	1,032
諸経費	1,354	1,372
一般管理費計	10,862	11,201
営業利益	16,203	18,948

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)		当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	
営業外収益				
受取配当金	1	144	1	1,226
受取利息		9		20
その他		220		372
営業外収益計		374		1,620
営業外費用				
投資有価証券売却損		3		84
その他		71		67
営業外費用計		74		152
経常利益		16,503		20,416
特別利益				
固定資産売却益		-		7
特別利益計		-		7
特別損失				
外国税関連費用		-		746
その他		0		26
特別損失計		0		772
税引前当期純利益		16,502		19,651
法人税、住民税及び事業税		6,525		6,238
法人税等調整額		150		17
法人税等合計		6,375		6,220
当期純利益		10,126		13,431

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		利益剰余金 合計	
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金		
当期首残高	15,174	11,495	374	7,722	8,097	34,767
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△7,027	△7,027	△7,027
当期純利益	-	-	-	10,126	10,126	10,126
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	3,099	3,099	3,099
当期末残高	15,174	11,495	374	10,821	11,196	37,866

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	464	464	35,231
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△7,027
当期純利益	-	-	10,126
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	30	30	30
当期変動額合計	30	30	3,129
当期末残高	494	494	38,360

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
				繰越利益剰余金		
当期首残高	15,174	11,495	374	10,821	11,196	37,866
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△10,126	△10,126	△10,126
当期純利益	-	-	-	13,431	13,431	13,431
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	3,304	3,304	3,304
当期末残高	15,174	11,495	374	14,126	14,501	41,171

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	494	494	38,360
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△10,126
当期純利益	-	-	13,431
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	208	208	208
当期変動額合計	208	208	3,513
当期末残高	702	702	41,873

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	8～47年
器具備品	4～20年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については財務内容評価法により計上しております。

(2) 賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて各事業年度毎に各人別の勤務費用が確定するためであります。

また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

4. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

5. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(表示方法の変更)

(貸借対照表)

前事業年度において、「流動資産」に独立掲記しておりました「貯蔵品」、「前払金」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「流動資産」の「その他」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「流動資産」に表示していた「貯蔵品」14百万円、「前払金」0百万円、「その他」0百万円は、「その他」15百万円として組替えております。

前事業年度において、「有形固定資産」に独立掲記しておりました「リース資産」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「有形固定資産」の「器具備品」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「有形固定資産」に表示していた「リース資産」4百万円、「器具備品」224百万円は、「器具備品」228百万円として組替えております。

前事業年度において、「投資その他の資産」に独立掲記しておりました「従業員に対する長期貸付金」、「長期前払費用」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「投資その他の資産」の「その他」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「投資その他の資産」に表示していた「従業員に対する長期貸付金」68百万円、「長期前払費用」6百万円は、「その他」74百万円として組替えております。

前事業年度において、「流動負債」に独立掲記しておりました「リース債務」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「流動負債」の「その他」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「流動負債」に表示していた「リース債務」1百万円は、「その他」1百万円として組替えております。

前事業年度において、「固定負債」に独立掲記しておりました「リース債務」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「固定負債」の「その他」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「固定負債」に表示していた「リース債務」3百万円は、「その他」3百万円として組替えております。

(損益計算書)

前事業年度において、「営業費用」に独立掲記しておりました「公告費」、「受益証券発行費」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「営業費用」の「その他営業雑経費」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「営業費用」に表示していた「公告費」0百万円、「受益証券発行費」0百万円、「その他営業雑経費」530百万円は、「その他営業雑経費」531百万円として組替えております。

前事業年度において、「営業外収益」に独立掲記しておりました「有価証券利息」、「投資有価証券売却益」、「有価証券償還益」、「時効成立分配金・償還金」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「営業外収益」の「その他」としております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「営業外収益」に表示していた「有価証券利息」13百万円、「投資有価証券売却益」64百万円、「有価証券償還益」63百万円、「時効成立分配金・償還金」44百万円、「その他」34百万円は、「その他」220百万円として組替えております。

前事業年度において、「営業外費用」に独立掲記しておりました「有価証券償還損」、「時効成立後支払分配金・償還金」、「投資不動産管理費用」、「貯蔵品廃棄損」は、金額的重要性が乏し

いため、当事業年度より「営業外費用」の「その他」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「営業外費用」に表示していた「有価証券償還損」18百万円、「時効成立後支払分配金・償還金」16百万円、「投資不動産管理費用」16百万円、「貯蔵品廃棄損」9百万円、「その他」9百万円は、「その他」71百万円として組替えております。

前事業年度において、「特別損失」に独立掲記しておりました「固定資産除却損」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「特別損失」の「その他」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「特別損失」に表示していた「固定資産除却損」0百万円は、「その他」0百万円として組替えております。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
建物	18百万円	20百万円
器具備品	251百万円	275百万円
投資建物	729百万円	-
投資器具備品	24百万円	-

2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
未払金	4,508百万円	4,084百万円

3 保証債務

前事業年度(平成26年3月31日)

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,719百万円に対して保証を行っております。

当事業年度(平成27年3月31日)

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,834百万円に対して保証を行っております。

(損益計算書関係)

1 関係会社項目

関係会社に対する営業外収益には次のものがあります。

	前事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)	当事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)
受取配当金	-	1,065百万円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合計	2,608	-	-	2,608

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の 総額(百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年 6月24日 定時株主総会	普通株式	7,027	2,694	平成25年 3月31日	平成25年 6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成26年 6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

剰余金の配当の総額	10,126百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	3,882円
基準日	平成26年 3月31日
効力発生日	平成26年 6月26日

当事業年度(自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合計	2,608	-	-	2,608

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月25日 定時株主総会	普通株式	10,126	3,882	平成26年 3月31日	平成26年 6月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成27年6月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

剰余金の配当の総額	13,428百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	5,148円
基準日	平成27年3月31日
効力発生日	平成27年6月24日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「証券投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、証券投資信託、株式であります。証券投資信託は余資運用及び事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式並びに子会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式及び子会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。

未払手数料は証券投資信託の販売に係る手数料の未払額であります。その他未払金は主に連結納税の親会社へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に係る業務を委託したこと等により発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

市場リスクの管理

() 為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

() 価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照のこと）。

前事業年度（平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	15,186	15,186	-
(2) 未収委託者報酬	8,265	8,265	-
(3) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	22,283	22,283	-
資産計	45,735	45,735	-
(1) 未払手数料	4,277	4,277	-
(2) その他未払金	4,635	4,635	-
(3) 未払費用(*)	2,678	2,678	-
負債計	11,591	11,591	-

(*) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

当事業年度（平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	31,438	31,438	-
(2) 未収委託者報酬	10,295	10,295	-
(3) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	10,520	10,520	-
資産計	52,254	52,254	-
(1) 未払手数料	4,965	4,965	-
(2) その他未払金	4,127	4,127	-
(3) 未払費用(*)	3,366	3,366	-
負債計	12,460	12,460	-

(*) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金・預金、並びに(2) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、証券投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項（有価証券関係）をご参照下さい。

負債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金、並びに(3) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
(1) その他有価証券 非上場株式	1,059	1,025
(2) 子会社株式及び関連会社株式 非上場株式	5,141	5,129
(3) 長期差入保証金	997	996

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成26年3月31日）

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	15,186	-	-	-
未収委託者報酬	8,265	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	-	1,498	3,978	97
合計	23,452	1,498	3,978	97

当事業年度（平成27年3月31日）

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	31,438	-	-	-
未収委託者報酬	10,295	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	6	1,591	3,790	84
合計	41,740	1,591	3,790	84

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（平成26年3月31日）

子会社株式(貸借対照表計上額 5,141百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(平成27年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 5,129百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度(平成26年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	113	55	58
(2) その他 証券投資信託	5,625	4,873	751
小計	5,738	4,928	809
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他 証券投資信託	16,544	16,586	41
小計	16,544	16,586	41
合計	22,283	21,514	768

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 1,059百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度(平成27年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	164	55	109
(2) その他 証券投資信託	4,576	3,633	943
小計	4,741	3,688	1,052
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他 証券投資信託	5,779	5,793	14
小計	5,779	5,793	14
合計	10,520	9,482	1,038

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 1,025百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他 証券投資信託	24,501	64	3
合計	24,501	64	3

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	32	-	1
(2) その他 証券投資信託	34,371	145	84
合計	34,404	145	85

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、該当事項はありません。

当事業年度において、子会社株式について11百万円の減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、非積立型の確定給付制度（退職一時金制度であります）及び確定拠出制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
退職給付債務の期首残高	1,935百万円	1,959百万円
勤務費用	201	212
退職給付の支払額	217	118
その他	39	18
退職給付債務の期末残高	1,959	2,072

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

積立型制度の退職給付債務	-	-
年金資産	-	-
	-	-
非積立型制度の退職給付債務	1,959百万円	2,072百万円
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	1,959	2,072
退職給付引当金	1,959	2,072
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	1,959	2,072

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
勤務費用	201百万円	212百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	201	212

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度172百万円、当事業年度170百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
	(平成26年3月31日)	(平成27年3月31日)
繰延税金資産		
減損損失	833	-
退職給付引当金	698	670
賞与引当金	287	305
外国税関連費用	-	241
未払事業税	335	231
連結法人間取引(譲渡損)	141	128
投資有価証券評価損	128	105
出資金評価損	116	103
その他	246	206
繰延税金資産小計	2,789	1,992
評価性引当額	1,200	613
繰延税金資産合計	1,588	1,379
繰延税金負債		
連結法人間取引(譲渡益)	2,428	2,203

その他有価証券評価差額金	273	335
その他	1	-
繰延税金負債合計	2,704	2,539
繰延税金負債の純額	1,115	1,159

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
法定実効税率	-	35.64%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	-	1.14%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	-	2.02%
評価性引当額の増減額	-	2.67%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-	0.51%
その他	-	0.07%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	31.65%

(注) 前事業年度においては、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため記載を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.64%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.10%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.34%となります。

この税率変更により、繰延税金資産（流動）が44百万円、繰延税金負債（長期）が180百万円、法人税等調整額が100百万円、それぞれ減少し、その他有価証券評価差額金が34百万円増加しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍証券投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の子会社

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有)直接100.0	経営管理	債務保証 (注)	1,719	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
----	--------	-----	-------------------	-------	---------------------------	-----------	-------	---------------	----	---------------

子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有) 直接100.0	経営管理	債務保証 (注)	1,834	-	-
-----	---	-----------	-----	---------	--------------	------	-------------	-------	---	---

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行等に関するMASへの損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定められております。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社をもつ会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	25,994	未払手数料	3,216
同一の親会社をもつ会社	(株)大和総研ビジネス・イノベーション	東京都江東区	3,000	情報サービス業	-	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入	678	未払費用	393
同一の親会社をもつ会社	大和プロパティ(株)	東京都中央区	100	不動産管理業	-	本社ビルの管理	不動産の賃借料	978	長期差入保証金	971

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3) ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

(注4) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

当事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社をもつ会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料	28,838	未払手数料	3,751
同一の親会社をもつ会社	(株)大和総研ビジネス・イノベーション	東京都江東区	3,000	情報サービス業	-	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入	685	未払費用	348
同一の親会社をもつ会社	大和プロパティ(株)	東京都中央区	100	不動産管理業	-	本社ビルの管理	不動産の賃借料	978	長期差入保証金	971

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2)証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3)ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

(注4)差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

2.親会社に関する注記

株式会社大和証券グループ本社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)		当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	
1株当たり純資産額	14,705.91円	1株当たり純資産額	16,052.69円
1株当たり当期純利益	3,882.07円	1株当たり当期純利益	5,148.94円

(注1)潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注2)1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
当期純利益(百万円)	10,126	13,431
普通株式の期中平均株式数(株)	2,608,525	2,608,525

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

(単位:百万円)

当中間会計期間
(平成27年9月30日)

資産の部

流動資産

現金・預金

22,998

有価証券		4,461
未収委託者報酬		10,719
繰延税金資産		504
その他		334
流動資産合計		39,018
固定資産		
有形固定資産	1	247
無形固定資産		
ソフトウェア		2,432
その他		135
無形固定資産合計		2,568
投資その他の資産		
投資有価証券		5,468
関係会社株式		5,129
その他		1,231
投資その他の資産合計		11,830
固定資産合計		14,646
資産合計		53,664

(単位:百万円)

当中間会計期間
(平成27年9月30日)

負債の部

流動負債

未払金		7,124
未払費用		4,744
未払法人税等		1,085
賞与引当金		903
その他	3	643

流動負債合計 14,500

固定負債

退職給付引当金		2,142
役員退職慰労引当金		111
繰延税金負債		1,497
その他		2

固定負債合計 3,754

負債合計	18,255
純資産の部	
株主資本	
資本金	15,174
資本剰余金	
資本準備金	11,495
資本剰余金合計	11,495
利益剰余金	
利益準備金	374
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	8,096
利益剰余金合計	8,471
株主資本合計	35,141
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	267
評価・換算差額等合計	267
純資産合計	35,409
負債・純資産合計	53,664

(2) 中間損益計算書

(単位:百万円)

	当中間会計期間	
	(自 平成27年4月1日	
	至 平成27年9月30日)	
営業収益		
委託者報酬		46,714
その他営業収益		435
営業収益合計		47,150
営業費用		
支払手数料		24,499
その他営業費用		6,487
営業費用合計		30,987
一般管理費	1	5,812
営業利益		10,350
営業外収益	2	378
営業外費用	3	29
経常利益		10,699
税引前中間純利益		10,699
法人税、住民税及び事業税		3,260
法人税等調整額		39
中間純利益		7,398

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
				繰越利益剰余金		
当期首残高	15,174	11,495	374	14,126	14,501	41,171
当中間期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△ 13,428	△ 13,428	△ 13,428
中間純利益	-	-	-	7,398	7,398	7,398
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当中間期変動額合計	-	-	-	△ 6,029	△ 6,029	△ 6,029
当中間期末残高	15,174	11,495	374	8,096	8,471	35,141

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	702	702	41,873
当中間期変動額			
剰余金の配当	-	-	△ 13,428
中間純利益	-	-	7,398
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△ 434	△ 434	△ 434
当中間期変動額合計	△ 434	△ 434	△ 6,464
当中間期末残高	267	267	35,409

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10～18年
器具備品	4～20年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて各事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(中間貸借対照表関係)

1 減価償却累計額

	当中間会計期間 (平成27年9月30日現在)
有形固定資産	239百万円

2 保証債務

当中間会計期間（平成27年9月30日現在）

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,765百万円に対して保証を行っております。

3 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

1 減価償却実施額

	当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
有形固定資産	15百万円
無形固定資産	532百万円

2 営業外収益の主要項目

	当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
外国税関連費用引当金戻入益	171百万円
投資有価証券売却益	99百万円
受取配当金	69百万円

3 営業外費用の主要項目

	当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
為替差損	13百万円
貯蔵品廃棄損	5百万円
投資有価証券売却損	2百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合計	2,608	-	-	2,608

2. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月23日 定時株主総会	普通株式	13,428	5,148	平成27 年 3月 31日	平成27年 6月24日

(金融商品関係)

当中間会計期間(平成27年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注2)参照のこと)。

(単位:百万円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	22,998	22,998	-
(2) 未収委託者報酬	10,719	10,719	-
(3) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	8,908	8,908	-
資産合計	42,626	42,626	-
(1) 未払金	7,124	7,124	-
(2) 未払費用(*)	3,702	3,702	-
負債合計	10,827	10,827	-

(*) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金・預金及び(2) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、証券投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項(有価証券関係)をご参照下さい。

負 債

(1) 未払金及び(2) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：百万円）

区分	当中間会計期間
非上場株式	1,021
子会社株式	5,129
差入保証金	1,052

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

（有価証券関係）

当中間会計期間（平成27年9月30日）

1．子会社株式及び関連会社株式

子会社株式（中間貸借対照表計上額 5,129百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2．その他有価証券

	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
（1）株式	161	55	106
（2）その他			
証券投資信託	3,455	3,002	453
小計	3,617	3,058	559
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他			
証券投資信託	5,290	5,453	163
小計	5,290	5,453	163
合計	8,908	8,511	396

（注）非上場株式（中間貸借対照表計上額 1,021百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
--

1株当たり純資産額	13,574.37円
1株当たり中間純利益金額	2,836.44円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注) 2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	
中間純利益(百万円)	7,398
普通株式に係る中間純利益(百万円)	7,398
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-
普通株式の期中平均株式数(株)	2,608,525

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

平成27年6月26日付で、定款について次の変更をいたしました。

- ・ 取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）の責任を法令の定める限度に制限する契約を締結できる旨の規定の新設

b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称 みずほ信託銀行株式会社

資本金の額 247,369百万円（平成27年3月末日現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称 大和証券株式会社

資本金の額 100,000百万円（平成27年3月末日現在）

事業の内容

金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2 【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行いません。なお、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・償還金・一部解約金の支払いに関する事務等を行いません。

3 【資本関係】

該当事項はありません。

<再信託受託会社の概要>

名称：資産管理サービス信託銀行株式会社

資本金の額：50,000百万円（平成27年3月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第3 【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が関東財務局長に提出されております。

(提出年月日)	(書類名)
平成27年12月3日	有価証券報告書(第4期)

独立監査人の監査報告書

平成27年 5月28日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高波 博之	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	貞廣 篤典	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内田 和男	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第56期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年4月15日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 貞廣 篤典 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 小林 英之 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワ・グローバル高利回りCBファンド 為替ヘッジありの平成27年9月11日から平成28年3月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワ・グローバル高利回りCBファンド 為替ヘッジありの平成28年3月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年4月15日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 貞廣 篤典 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小林 英之 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワ・グローバル高利回りCBファンド 為替ヘッジなしの平成27年9月11日から平成28年3月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワ・グローバル高利回りCBファンド 為替ヘッジなしの平成28年3月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

大和証券投資信託委託株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成27年11月25日

大和証券投資信託委託株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高波 博之	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	貞廣 篤典	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内田 和男	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和証券投資信託委託株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第57期事業年度の中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、大和証券投資信託委託株式会社の平成27年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。